## 令和5年涌谷町議会定例会12月会議(第1日)

#### 令和5年12月6日(水曜日)

#### 議事日程(第1号)

- 1. 開 会
- 1. 開 議
- 1. 議事日程の報告
- 1. 会議録署名議員の指名
- 1. 会議日程の決定
- 1. 諸般の報告
- 1. 議員派遣の事後報告
- 1. 議員派遣の結果報告
- 1. 常任委員会行政視察報告
- 1. 常任委員会所管事務調査等報告
- 1. 行政報告
- 1. 一般質問
- 1. 議案第75号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第76号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第77号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第78号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第79号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 1. 議案第80号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)
- 1. 議案第81号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 1. 議案第82号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)
- 1. 議案第83号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 1. 議案第84号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業勘定会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第85号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)
- 1. 議案第86号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)
- 1. 議案第87号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第7号)
- 1. 請願・陳情
- 1. 散 会

## 午前10時開会

出席議員(13名)

1番	黒	澤		朗	君	2番	涌	澤	義	和	君
3番	竹	中	弘	光	君	4番	佐々	木	みさ	き子	君
5番	稲	葉		定	君	6番	只	野		順	君
7番	伊	藤	雅	_	君	8番	久			勉	君
9番	杉	浦	謙	_	君	10番	門	田	善	則	君
11番	大	泉		治	君	12番	鈴	木	英	雅	君
13番	後	藤	洋	_	君						

# 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤	釈	雄	君	副	丁	長	髙	橋	宏	明	君
総 務 課 参 事 兼 課 長	髙棉	ŝ	貢	君	総務課品			徳	Щ	裕	行	君
企 画 財 政 課 参 事 兼 課 長	大 崎	俊	_	君	まちづくり	) 推進調	長	熱	海		潤	君
税 務 課 参 事 兼 課 長	紺野		哲	君	町 民 生参 事 兼	上 活 課	課長	今	野	優	子	君
町民医療福祉副センター長 兼国民健康保険病院 総務管理課参事兼課長	木 村	智香	;子	君	福祉	課	長	鈴	木	久訓	美子	君
福 祉 課 子育て支援室長	佐 菔	等 明	美	君	健康	課	長	木	村		治	君
農林振興課長	三 浦	す 靖	幸	君	建設課参	事兼課	.長	小	野	伸	$\vec{-}$	君
上下水道課長	岩 渓	ı]	明	君	会計管理者	兼会計談	果長	久	道	正	恵	君
農業委員会会長	日野	善善	勝	君	農業委員会	会事務局	長	荒	木	達	也	君
教育委員会教育長	柴	有	司	君	教育総務給食セン			内	藤		亮	君
生涯学習課長	阿部	雅	裕	君	代表監	査 委	員	城	П	貴志	三生	君

## 事務局職員出席者

事務局長 渡邉千春 総務班長 金山みどり

◎開会の宣告	(午前10時)
O議長(後藤洋一君) 皆さん、おはようございます。	
本日の12月会議出席、まことにご苦労さまでございます。	
今期定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない	ハ格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願いい
たします。	
〇議長(後藤洋一君) 本日、12月6日は休会の日ですが、議事	事の都合により、令和5年涌谷町議会定例会を再開
し、12月会議を開会いたします。	
◎開議の宣告	
○議長(後藤洋一君) 直ちに会議を開きます。	
◎議事日程の報告	
○議長(後藤洋一君) 日程をお知らせいたします。	
日程は、お手元に配付しました日程表のとおりでございま~	すが、議案第87号については、追加で提出されまし
たので、日程に追加しております。	
日程に入ります。	
◎会議録署名議員の指名	
○議長(後藤洋一君) 日程第1、会議録署名議員の指名は、	会議規則第118条の規定により議長において、6番
只野 順君、7番伊藤雅一君を指名いたします。	
<del></del> \$	
◎会議日程の決定	
○議長(後藤洋一君) 日程第2、会議日程の決定についてを記	義題といたします。
お諮りいたします。	
12月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思い	ますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。

		v
	◎諸般の報告	
〇議長	(後藤洋一君)	この際、諸般の報告をいたします。
諸舟	<b>没の報告の内容に</b>	は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでございますので、ご了承願います。
	◎議員派遣の事	事後報告
〇議長	(後藤洋一君)	議員の派遣を議長において別紙のとおり決定しておりますので、ご了承願います。

### ◎議員派遣の結果報告

○議長(後藤洋一君) ここで、議員の派遣を行ったことに伴う結果報告を行います。

10月2日開催の町村議会議員新議員研修に派遣されました議員を代表いたしまして、10番門田善則君、結果を報告願います。10番門田善則君。

O10番(門田善則君) 皆さん、おはようございます。

よって、12月会議の日程は、本日1日と決しました。

それでは、報告いたします。

令和5年10月の2日、月曜日でしたが、午後から、宮城県の自治会館におきまして、町村議会新議員研修会に 行ってまいりました。

内容はお手元にある資料とおりでありますが、私の最後の所感をお話しして代えさせていただきたいと思います。

今回の研修は、議会の役割や議会の権限と責任など、議員はこうあるべきと再認識する機会となった。特に印象的であったのは、議会は決定されたことに対しての住民へ説明責任等、説得をして納得をさせることが役割であり、そのことを通じて住民自治政治の基本と関心度を高めて、住民の自治意識の醸成につなげ貢献することが役割、責務であると述べられたことであります。講師の話は、今後の私の議員活動に大きく影響されるものではないかと考えたところであります。

以上でございます。

○議長(後藤洋一君) ありがとうございました。

続いて、11月27日開催の議会広報研究会に派遣されました議員を代表いたしまして、5番稲葉 定君、結果を 報告願います。5番稲葉 定君。

○5番(稲葉 定君) それでは、議会広報研究会に参加いたしました報告をさせていただきます。

11月27日、午後1時から4時まで、自治会館9階研修室におきまして、研修を受けました。

講師は、いつもこの方なんですけれども、議会広報サポーター芳野政明様、内容は、議会の見える化と住民との信頼関係向上へ、そして議会広報の基本と編集、(2)として議会広報クリニックがございました。

所感でございます。今回の広報クリニックに参加して、議会の見える化と住民との信頼関係向上へ、そして議会広報の基本と編集という題で講義を受けた。議会広報で目指すべきことは、議会の見える化、民意の反映、情報の共有、説明責任、機能発揮、福祉向上、信頼醸成、住民参加、まちづくり、議会承認などがある。議会だよりを通して、議会中に議場で行われたことを町民に対して分かりやすく伝えなければならない。

クリニックにおいては、効果的な紙面空間の使い方や読みやすい文字数、書体など、具体的に指導していただいた。今後、受講したことを参考にし、次につなげてまいりたいと思います。 以上です。

○議長(後藤洋一君) ご苦労さまでした。以上で議員派遣の結果報告は終わりました。

#### ◎常任委員会行政視察報告

○議長(後藤洋一君) 続きまして、各委員会の行政視察等の報告を行います。

総務産業建設常任委員会行政視察報告について、大泉委員長にお願いいたします。大泉委員長。

○総務産業建設常任委員長(大泉 治君) それでは、視察研修の報告をいたします。

私ども、任期4年間の中で最初で最後の研修となりました。

報告をいたします前に、ちょっと訂正方をお願い申し上げたいと思います。 1 ページ目の 3 番目、「視察内容」となっておりますけれども、ここ「視察目的」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それでは、ご報告申し上げます。

10月11日から10月12日までの2日間、山形県飽海郡遊佐町、秋田県雄勝郡羽後町に視察に行ってまいりました。 目的については、移住定住対策についてでございます。

そのほか、視察対応者と参加者、それから視察内容についてはお目通しをいただきまして、両町のまとめを読み上げさせていただいて、報告といたしたいというふうに思います。

山形県遊佐町、秋田県羽後町は、国や県の支援制度のほかに、それぞれ町独自の施策や支援、助成制度がきめ細かく定められている。町は、移住定住に真摯に向き合い、移住希望者の立場に立って、どのような支援や助成があれば移住につながるのかを検討している。そして施策に結びつけ、その成果が成功へとつながっている。しかし、それだけでは希望者から選ばれる町にはならない。地元にいる人には気づかないような町の魅力発見と宣伝、アピールが必要である。便利さばかりでなく、不便さも町の魅力になり得るし、自然や祭り、催し、行事、空き家、古民家なども魅力となっている。移住には様々な要望が混在しており、画一的なものではない。そして、そこに住む人々が魅力ある町として誇りと自信を持って生活していることが最も大切な要素であり、そのような町が移住定住の町として選ばれるのだと感じました。

我が町も、柔軟な考えの下、魅力あるまちづくりから始めてみてはいかがかなというふうに思いました。どこ

の町よりも魅力あふれる涌谷の町だからでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長(後藤洋一君) ご苦労さまでした。

引き続きまして、教育厚生常任委員会行政視察報告について、杉浦委員長にお願いいたします。

**〇教育厚生常任委員長(杉浦謙一君)** では、教育厚生常任委員会行政視察の実施についての報告を行います。

1ページであります。

令和5年10月4日から5日の2日間にわたりまして、千葉県香取郡多古町を視察してまいりました。

目的といたしまして、子育て支援に関する取組について、子育て支援施策の推進により、人口減少、少子高齢 化対策の強化を図るであります。

視察対応者、視察参加者、随行はご覧のとおりでございます。視察地概要もご覧のとおりでございます。

多古町は、子育て支援に関する取組につきまして、幼保連携型認定こども園の設置を行っており、また多古病児保育の保育所の設置、そしてまた、子育てに優しい三つのゼロということで、一つ目が待機児童ゼロ、こども園、小中学生の給食費ゼロ、大学生までの医療費ゼロを行っております。また、四つ目として、第1子、第2子の10万円、第3子以降総額100万円相当の祝い金を支給しております。そして、五つ目が、奨学金貸付制度を実施しておりまして、高校生から大学生までを対象としております。その他の取組として、町立国保多古中央病院の運営、住宅取得奨励制度の実施、シャトルバスの運行を行っております。

多古町の今後につきましては、ご覧のとおりでございます。

まとめといたしまして、今回、4ページでございます。今回訪問した千葉県多古町は、人口、町の面積、そして財政規模と比較して、当町と類似しております。また、多古町にも町立病院を設置することも同様であります。このことは、挨拶をいただきました平山富子町長の言葉にもありました。非常に興味深い内容でありました。

多古町の子育でに優しい三つのゼロはインパクトが強いわけで、子育で支援策では、出産祝い金の支給や学校 給食の無償化など、涌谷町が実施していない事業が多いわけでありますけれども、ただ単に全てを実施すべき とは考えてはおりません。少子高齢化対策や若者への移住定住対策をどう取り組むのか。町長の公約実現のた めに多古町職員が課を超えて連携し実施したことが、とても印象的でありました。

当町においてはどうか。担当任せではなかったか、少子化対策についてはどうすべきであるか、様々考えさせられる視察内容でありました。

後ろのほうには各委員の所感もつけておりますので、お目通し願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長(後藤洋一君) ご苦労さまでした。

続きまして、広報広聴常任委員会広報分科会稲葉分科会会長よりお願いいたします。稲葉 定君。

**〇広報広聴常任委員会広報分科会長(稲葉 定君)** 去る8月24日でございましたが、東京都千代田区、全国町村 議員会館におきまして、議会広報クリニックに参加してまいりました。広報分科会全員でございます。

内容は、お目通しいただくことにいたしまして、まとめを報告いたします。

5ページでございます。

6番、まとめ。講演は、これミスリードと言うんだと思いますけれども、アプリでございます。講演中でも講師への質問ができ、初めての体験で新しさを感じた。伝わる広報をつくることは、これまでもいろいろな講師の方々が力説していたが、やはり重要と思われるので基本として受け止めた。また、改善するためには勇気が必要だと言われた。写真の撮り方の注意点では、被写体の視線に注意するなど、ちょっとしたことが効果として出てくると指摘されていた。文章の作成の前にフォントに言及され、UDフォントを取り入れるように勧められた。次に、文章テクニックを様々な例を参考に述べられた。広報クリニックでは、各議会広報紙を実際によい点や改善点を指摘していただいた。

全体を通して、初めての講師の先生であったが、これまでに研修してきたことと若干の相違点があるように感じた。ただ、昨日までの正解は今日も正解とは限らないという言葉を思い出し、新旧のよい点を取り入れていけばよいのではと感じた。方法では、方法は一つではないのかもしれない。新しいことにチャレンジしなければ、その議会は取り残されると講師の先生は言うが、そのとおりだと思いました。

以上です。

**〇議長(後藤洋一君)** ご苦労さまでした。以上で常任委員会行政視察等の報告を終了いたします。

#### ◎常任委員会所感事務等調査報告

○議長(後藤洋一君) 続きまして、常任委員会所管事務調査報告を行います。

総務産業建設常任委員会大泉委員長、報告願います。大泉委員長。

〇総務産業建設常任委員長(大泉 治君) それでは、総務産業建設常任委員会の令和4年、5年の2か年にわた る調査報告をいたします。

魅力あるまちづくり、そして安全安心のまちづくり、若者の定住化を念頭に置いて、2年間の調査をさせてい ただきました。

目的、それから委員名につきましては、お目通しをいただきたいというふうに思います。

また、所管事務調査のテーマ、調査結果につきましても、報告書のとおりでございます。

調査結果及び意見につきましては、それぞれ財政健全化に向けて、それから産業振興及び企業誘致の実現、災害から町民の命を守るという中テーマの下にまとめてありますので、ご覧いただきたいというふうに思います。 最後に、まとめでございますが、涌谷町財政非常事態宣言を受けて策定した財政再建計画の最終年度であった。 この間、財政の健全化を最優先とし、町民に多少の我慢を強いながらもサービスの質を落とすことなく、年度 末を迎える前に非常事態を解除できた。このことは、町民の理解と職員の努力による成果と評価したい。今後、

また、魅力あるまちづくり実現の課題となっている根幹は、石巻酒田間のみちのくウエストライン(構想)を 代表する国道の高規格整備の実現など、地方自治体では対処できない部分であることから、国県への要望活動 を議会も町と一緒になって積極的に行っていく必要がある。人口減少対策には、産業振興と若者定住を結びつ ける町の支援制度の創設や農業用ハウス建設補助の復活など、他町に抜きん出るものを必要と考えられる。ま

財政規律を守りながら、過疎債などを活用したインフラ整備等、長年の課題を一つずつ解決することを望む。

た、役場庁舎に情報を一元化したワンストップで対応できる部署や人員の配置が必須と思われる。職員においては、上司と共に課題解決に向けてまずはやってみる、この気概を持って取り組まれることを期待いたします。 以上でございます。

○議長(後藤洋一君) ありがとうございました。

次に、教育厚生常任委員会杉浦委員長、報告願います。杉浦委員長。

○教育厚生常任委員長(杉浦謙一君) それでは、報告します。

委員会所管事務調査等報告書であります。

調査事件として、住みよいまちづくり、誰もが安心して生活でき、子供たちが学習に集中できる環境の整備と して調査を行ってまいりました。

調査目的と委員名はご覧のとおりでございます。

開いて、2ページであります。

所管事務調査のテーマでありますが、項目として四つの項目を掲げて調査を行いました。

3ページ、4ページは、経過であります。ご覧いただければと思います。

5ページ、6として、調査結果及び意見ということで、(1)財政再建計画の進捗状況について。

令和5年度は財政再建計画最後の年度であり、これに基づき、財政調整基金、国保特別会計の財政調整基金等の各種基金が順調に積み上がっております。昨年の中間報告では早期の財政非常事態宣言解除を希望しておりましたが、この宣言は今年11月1日に解除されております。

二つ目が、学習環境の向上についてでありまして、新型コロナウイルスの影響により、昨年に引き続き学校等の教育現場に足を運ぶことができませんでした。残念であります。GIGAスクール事業では、ネット環境のない家庭にモバイルWi-Fiルーターの貸出しを行い、自宅学習における教育環境構築に努めていることは評価できると思います。この事業は、教職員により問題なく進められています。

三つ目であります。病院事業中期経営計画の進行管理についてであります。

有識者会議の答申に基づいて、病床を99床にダウンサイジングする事業実施に注視をしてまいりました。目標については様々にあり、外来患者等の増加等評価できる面があるので、計画途中ではございますが、経営改善に期待するものであります。

四つ目、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は一定の落ちつきを取り戻したように見えますが、オミクロン株対応ワクチンの接種、現在も進行中であります。今後の懸念はインフルエンザウイルスの流行であり、いずれの感染にも注意して予防が必要と考えます。

7として、まとめであります。

最終報告に当たり、特筆すべきことは、新型コロナウイルスの影響によりこれまで実施できなかった行政視察であります。子育て支援に関する取組について、千葉県香取郡多古町を視察したところ、担当課だけの課題としてではなく、町職員一丸となって取り組んでおり、考えさせられる内容でありました。まねすることがベストではありませんが、今後の涌谷町について、来年度に向けてビジョン等、町民への明るい展望を示してもらいたいと思います。

以上をもって、所管事務調査の報告とさせていただきます。 以上です。

○議長(後藤洋一君) ありがとうございました。

次に、広報広聴常任委員会佐々木委員長、報告願います。佐々木委員長。

○広報広聴常任委員長(佐々木みさ子君) 広報広聴常任委員会といたしましては、年2回ほどの議会懇談会を行うということにしております。また、ここに書いてありますように、広報分科会のやるべきこと、また、広聴分科会での実施することをここに記入しておりますので、お目通し願いたいと思います。

目的といたしましては、議会広報紙の編集、発行及び各地域において議会懇談会を開催することにより、町民の方々への説明責任を果たし、町政の様々な課題に柔軟に対応するとともに、各地域において議会で議論された内容を説明し、議会活動や町政に対する意見、要望、提言をいただく、また、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修会を開催する。

ここに書いてあります(1)広報分科会、次のページ、2ページに広聴分科会、それからあと、広報分科会の 一応皆様の名前が記入されておりますので、お目通し願いたいと思います。

また、3ページには、広報分科会の年間活動実施表が添付してあるので、お目通し願います。

それと、次の5ページには、広聴分科会の年間活動実施表が添付されておるので、お目通し願いたいと思います。

次のページになります。

活動の5といたしまして、活動の結果及び意見といたしまして、広報分科会では、議会の審議内容や議員の活動を情報公開することにより、町民への説明責任を果たしていくため、議会広報紙「議会だよりわくや」の編集及び発行を年4回行います。広聴分科会では、3月会議と9月会議後の年2回、各地域において議会で議論された内容を説明し、議会活動や町政に対する意見、要望、提言などをいただく議会懇談会を開催する予定でしたが、やはり新型コロナウイルス感染症拡大防止などの観点から、中止することになりました。令和4年8月に、行政区長会との議会懇談会を開催することができました。また、議員研修については、令和4年12月に実施いたしました。令和6年1月からは新しい議会構成となりますが、それぞれの分科会の目的の実現に向かって、各議員が努力していくことといたします。

それから、その下に(1)広報分科会の令和4年、令和5年の活動と、今後の目指していくことを記入しております。

それから、(2)といたしまして、広聴分科会の令和4年度の活動内容等まとめてあります。

それから、イといたしまして、令和5年度の今後の各団体との事業を立案する、実施するものとする目的など を記入してあります。

以上、報告を終わります。

○議長(後藤洋一君) ありがとうございました。

報告の内容については、各委員会からの課題及び意見等が入っておりますので、執行部におかれましては、対 応についてご検討されますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終了いたします。

#### ◎行政報告

〇議長(後藤洋一君) 日程第3、行政報告。

町長の行政報告を求めます。町長。

**〇町長(遠藤釈雄君)** 皆さん、おはようございます。

先日、大きな火災がございましたけれども、昨日の朝にも火災が発生いたしまして、残念ながらお一人の方がお亡くなりになるということでございました。詳しい原因はまだ分かりませんけれども、推定として、何かこたつへのヒーターのガイドの中で長年の中で炭化して、それがもしかしたらば発火に結びついたのかなということで、どこのうちでもあり得る火災だなという認識を持っておりますので、お互いに年末年始にかけて気をつけさせていただければなと思います。

それから、ただいまの各常任委員会の所管調査、議長に言われるまでもなく、大変参考にさせていただきたいなと思っておりますし、視察研修におきましても大変参考になることが多くありましたので、このせっかくの 視察研修、それから所管調査を今後の町政に生かしたいなと、そのように思っているところでございます。

それでは、4点、行政報告につきまして、お配りしております項目に従いましてご報告させていただきます。 災害時における応急措置等に関する協定の締結についてご報告申し上げます。

本協定は、涌谷町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う応急措置等に関し、基本事項を定め、災害の予防、被害の拡大防止等について、迅速かつ的確に対応することを目的とし、令和5年10月13日に岡村建設有限会社様と協定を締結したものでございます。

2点目でございます。

工事請負契約の締結についてご報告申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

本契約は、令和5年度涌谷浄化センター電気設備更新工事で指名競争入札を行い、石巻市鋳銭場5番21号、株式会社アイ・ケー・エス様と3,145万円で令和5年9月29日に締結したものでございます。

3点目でございます。

工事請負契約の締結についてご報告申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でございます。

本契約は、条件付一般競争入札を行い、涌谷町字下道砂押一号126番地、株式会社内海土木様と3,058万円で令和5年10月18日に締結したものでございます。

4点目でございます。

工事請負契約の締結についてご報告申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づかない予定価格3,000万円以上5,000万円未満の工事請負契約でご

ざいます。

本契約は、令和5年度堆肥保管庫建設工事で、条件付一般競争入札を行い、登米市中田町宝江新井田字南新田 409番地、宮城グレーダ株式会社様と2,981万円で令和5年10月17日に締結したものでございます。

以上、4点、4件の行政報告を申し上げました。

○議長(後藤洋一君) この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長(後藤洋一君) それでは、再開いたします。

#### ◎一般質問

〇議長(後藤洋一君) 日程第4、一般質問。

かねて通告のありました一般質問をこれより許可いたします。

9番杉浦謙一君、登壇願います。

[9番 杉浦謙一君登壇]

○9番(杉浦謙一君) 9番杉浦でございます。通告に従って、一般質問を行ってまいります。

大きく二つにありますが、いずれにしても関連がありますけれども、移住定住、交流人口対策につきまして質問するものであります。

少子高齢化社会の中、今、定住人口対策、また交流人口対策について、町の考えを町長にお聴きするものであります。

そしてまた、二つ目であります。

宮城県が、この県営住宅の集約に伴う移転支援の方針、今年出しておりまして、宮城県の人口減少、少子高齢化、世帯数減少の進行に伴いということで、住宅ストックの余剰が増えていることに加え、災害公営住宅が整備され、宮城県全体で公営住宅の戸数が増加しているということでありまして、また、昭和40年代から昭和60年代に供給された多くの県営住宅が今後、耐用年数を迎えることから、適切に維持管理しつつ、公営住宅の供給バランスや建物入居条件等を勘案し、用途廃止の可否を検討する必要があるということで、このことから、宮城県住生活基本計画及び宮城県経営住宅ストック総合活用計画に基づき用途廃止が適当とされた県営住宅について、入居者の移転先の確保や負担軽減を図り、移転が円滑に進むよう移転支援の基本的な方針を作成しているのであります。

現在、涌谷町の田町裏の県営住宅が令和19年度に用途廃止になります。下町の県営住宅は令和25年度に用途廃止、中島の県営住宅は令和33年度に用途廃止の計画となっております。県営住宅が今後順次廃止となった場合、

住民の影響はどう考えているのか、伺うものであります。

そして、三つ目であります。

交流人口には、特別重要な観光の面、あと企業等の外からの働く方もありますが、特に観光の面で伺います。 町内の都市公園等の公衆トイレの和式から洋式化の必要性があるのではないかと思いますが、その考えについてお聴きして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(後藤洋一君) 町長、登壇願います。

[町長 遠藤釈雄君登壇]

**〇町長(遠藤釈雄君)** ただいま、9番杉浦謙一議員の一般質問をいただきました。

まず、1点目でございますが、定住人口、交流人口対策についての町の考えはとの質問でございます。

移住者への対応といたしましては、9月定例議会におきまして只野議員の一般質問にもお答えしておりましたが、町内への移住定住を促進する施策としまして、わくや新生活応援補助事業を実施しております。最大で50万円まで補助しており、令和6年度も継続してまいりたいと考えております。

移住に当たりましては、子育て環境の充実はもとより、就業先、教育環境、医療環境を充実させつつ、特色の あるまちづくりが必要と考えております。令和8年度からの地域総合計画におきましては、その点を考慮しつ つ、計画を策定してまいります。

交流人口の獲得につきましては、東北輓馬競技大会に代表される涌谷ならではのイベントや、温泉施設、歴史施設、自然環境を中心に誘客を図るほか、友好協定を締結している団体との交流についても、官民で活性化を図ってまいりたいと考えております。また、これに加え、日本遺産「みちのくGOLD浪漫」や金のいぶきを活用した地域ブランド米創出等の町として推進している事業や、地域おこし協力隊による涌谷町の新たな魅力の発信等を行い、当町に共感し応援していただける関係人口の獲得も推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の県営住宅が順次廃止になった場合、住民の影響は考えているのかというご質問でございますが、 宮城県では県営住宅の用途廃止を順次進めるとの方針を示し、廃止の10年前までに廃止の可否の検討を行うと されております。

現在、涌谷町には三つの県営住宅がございますが、その中でも最初に廃止が予定されている住宅が田町裏住宅となっており、令和19年に予定されております。住宅が廃止となり、町営住宅への入居を希望される方におきましては、特定入居として町営住宅への受入れを考えるほか、空き家バンクの紹介や分譲地、賃貸物件の事業者紹介など、町で対応できることについて検討してまいります。また、なれ親しんだ地域から移転となれば、地域のコミュニティも一からつくり直すことになりますが、いち早く移転先になじめるよう、地元自治会にも協力をお願いしてまいりたいと考えております。

さらには、県営住宅が廃止となった場合の跡地活用につきましても、涌谷町としての特色あるまちづくりに相 互になるよう働きかけてまいりたいと考えております。

また、県営住宅の廃止に伴い町内の公営住宅総戸数が減少することにつきましては、県と協議しながら、町としての対策の必要性等について今後検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の観光面での公衆トイレの洋式化の必要性の考え方というご質問でございますが、一部洋式トイレや多目的トイレが設置されてはおりますが、洋式化が十分であるとは思っておりません。また、昭和期に造

られたトイレについては、くみ取り式のものも数か所あることも事実でございます。

トイレにつきましては、人によっては衛生面を気にし、水洗であっても和式を利用したいという方も中にはいらっしゃるのも事実でございます。各施設のトイレの洋式化の必要性はあると考えておりますが、財政非常事態宣言解除の際にも申し上げましたとおり、施設の老朽化率は高い状態となっておりますので、優先順位を考慮し、整備改修を検討してまいります。

以上、3点のご質問にご回答いたしましたけれども、先ほどの常任委員会の、あるいは視察にもありましたように、議員の皆様とともに意見を交わしながら、施策を進めてまいりたいと思っております。特に優先順位、そういったような気づかないことをご指導いただきながら進めてまいりたいと思いますので、以上をもって9番杉浦議員への回答とさせていただきます。

- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) では、2回目の質問にいたします。

1点目の少子化、高齢化社会の中の定住人口対策、交流人口対策であります。

答弁の中にもありました移住定住対策でありますけれども、いろいろ町独自の。町独自というか、施策がありますけれども、移住定住対策にどう重点を置くのか。また、働く人、そしてまた観光の面での交流人口対策、これに力を入れるのか。

先ほど東北輓馬大会のお話もありました。各イベントもあります。その中で、そういった、どんどんどんどん 子供も少なくなり、高齢化社会を迎える中で、町に活気を取り戻すような取組というのは移住定住対策でもあ りますし、交流人口を増やす対策でもあると思います。

ここでお聴きするんですが、これの重点をどこに置くかによって、町政のかじ取りは大きく変わってくるのではないかと思っております。定住人口を、移住定住対策を、人口対策をするのか、そこに重きを置くのか。そうした観光の面で重点的に町長の政策を実現するのか。まるで変わってくると思うんですね。その点では町長の考え方をお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 私の2期目の公約といいますもの、非常に自分自身ハードルの高い、世相に逆行するような形を取らざるを得ないということで、もしかしたらば財政の立て直しよりももっと難しいのではないのかなと私自身実感しておりますけれども、そういった中で、やはり人口が、町から人口が少なくなっていいというのは絶対あり得ないとそのように思っております。その辺あたりから議会の皆様と認識を共有させていただきながら、やはり移住を求めたいというのが基本的な考えでございます。

そういった中で、様々なイベントとか様々な交流とか通して、交流人口であったり、様々な関係する皆様とのお付き合い、関係人口の増加だったり、その中から最終的にはやはり移住定住に結びつけさせていただきたいなとそういうふうに思っております。

そういった中で、そこを基本としながら、私は例えば道路等の問題でありました。これまでも、今まで農地的なところが宅地化されることによって、側溝の整備とかが遅れてしまっているというようなこともございますので、そういったような観点を持ちまして皆様方にお願いしたいのは、やはり人口を増やしたいというのを基本としまして、だったらばどのような土木事業が必要か、建設事業が必要か、あるいは後で出てくる給食費の

問題もございます。それをどう効率的に集中してやるかということをご相談しながらやっていきたいなと思います。その全てを満足という形にはなりませんけれども、方向づけとしては人を増やしたい、そのような考えでございます。その人についても、若い人、子供というイメージもございますので、やはり皆様との討論の積み重ねの中で、移住を促進をしたいという基本的な考えは貫き通させていただきたいと思っております。

#### O議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) 子供の数が少なくなっていく、そしてまた、高齢化率が高くなっていくと。どこの自治体でも似たような傾向はあると思いますけれども、やはり若い人の労働人口をどう増やしていくのか、そして人口が減ることによって、町の、町のというか、町全体の経済的な力もだんだん減少していくという状況があると、やはり先ほど町長が答弁された若い人が入り込めるような、そういった政策というのはやはり大事になってくるんだろうなと思います。

それを踏まえて、公営住宅、今質問しているのは県営住宅の用途廃止ですけれども、各県内には県営住宅というのもありますけれども、やはり公営住宅の町営住宅もそうなんですけれども、やはりそれだけ条件が合う世帯、そういうやはり収入が少ない世帯の条件が合わないと入れませんから、そういった点の県営住宅に住んでいる方が、田町裏は令和19年度ですけれども、まだ先とは言えなくても、今、今度、年越せば令和6年ですから、10数年、10年とちょっとで用途廃止になっていくというふうになりますと、その方がいずれどこかに引っ越さなきゃ、移住しなきゃいけないと。せっかく町内に住んでいた方が町外に出ていってしまうという状況になってしまっては、これもうまくないと思いますので、そういった場合には、対策をしていただきたいと思います。

ですから、今ある町営住宅も含めて、町営住宅の在り方というのは大事なものだと思うんです。そのための県営住宅だったり、町営住宅もそうなんですけれども、やはり必要な人には必要な住宅だということがあります。用途が廃止になった場合には、町としてはそういった家賃補助と、もし入れなかった場合も含めまして、まだ先の話ですが、やがてはあっという間に期限を迎えるわけですから、そういった点では、今後の町の政策というのは必要になってくると思うんです。

私が考えているのは家賃補助も必要、民間に入った場合の、民間住宅に入った場合の家賃補助というのも必要 になってくるのではないかなと思うんですけれども、町長いかがでしょうか。

#### 〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 今の時点で考えていることは、やはり本来でありますと、安い住宅を建てて、そして何かお勤めのある方が数年間のうちには財力をつけて一戸建ての住宅を求めていただくというのがやはり理想的でございますし、もし町でそういう町営住宅をあえて建設しようとするときは、そのような方向がしっかりしないと、ただいつまでもそこにいるという形になりますと、町としての移住定住と言ってもあまりそちらに結びつかなくなるおそれがありますので、もし、当面であればもちろん家賃補助だったり、そういったようなその働き方の状況を見ながら、民間の住宅を紹介したりと先ほど申し上げましたけれども、そういったような方向では当面は動かざるを得ないのかなと思います。

ですが、やはり今心配しておりますのは、大衡のほうに8,000億円の投資ということで半導体の一部を作る事業者が、外国が資本が入ってまいります。といいますのは、外国資本が入りますと、いつも簡単に申し上げま

すと、私どもがラーメン1杯700円とかせいぜい800円のものが、実はアメリカであり、そういうところでは 2,000円、2,500円が当たり前と、それは賃金格差でございます。既に時給3,000円というような言葉が飛び交って、本当にすばらしい技術がある町内企業の方々であっても、労力の抜取りとか戦々恐々としております。

そういったような新たな混乱する条件が入っておりますので、ここはやはりしっかりとその方向を見極めながら、住宅問題であれ、もっとも涌谷町の財力をベースとしながら何がいいのかというのは、今までの考えでは通用しなくなると思います。やはり大衡あるいは富谷、大和、その辺あたりで受け入れられるものではなくて、全く想定外の状況が熊本の例を見ますと心配される部分もございますので、そういった見極めをしながら、やはり議会の皆様もそういったような情報を収集していただきながら、涌谷だったら涌谷町はどうなるかということを今のうちから見定めて、そしてそういう需要が高まったときにすぐ供給、何らかの行政サービスが提供できるようにしたいなと思っておりますので、今のところは議員おっしゃったように、当面としては家賃補助とかそういったようなものはすぐできるものとして考えておきたいと思っております。

### 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) やはり県営住宅も大分古い建物になってきていて、木造が先に用途廃止になると。やはり町内、涌谷町という町民の方でありますので、やはりその先、そのうち、用途廃止までまだ時間があるのは確かにありますけれども、やはり今の時点で将来にわたって廃止となれば、即刻先ほど答弁ありました家賃補助等の緊急事態に対しての備えは必要かと思いますので、その点はしっかりと見ていただければと思います。

そして、3点目の交流人口といいますか、実は涌谷町の子育て支援ガイドブック、ありますよね。その10ページには、町内の主な公園として城山公園、そして史料館も載っております。そしてまた、涌谷中央公園、石仏広場というのが紹介されているんですね。子育て世帯に紹介するガイドブックがあるわけです。

その町内の主な公園として、城山公園が「城山公園と江合川堤防の桜は染井吉野を主とする古木で、そのほかにしだれ桜、山桜、ヤマザクラ、泰山府君などが咲きます」と。「公園の地はかつて涌谷伊達市の居館跡」であると。そして、その史料館には、「伊達氏関係の文化財を中心に町内の歴史・民俗資料等を中心に約1,000点を収めており、傍らには天保4年再建の太鼓堂(隅櫓)があります」と書いてあるんですね。また、城山公園下の江合河川敷特別会場では、4月の第3日曜日に東北輓馬競技大会が開催されますというのが紹介されている。

涌谷中央公園にはどう書いてあるか。「平成26年5月から新しい公園として供用開始されました。公園内の路地が舗装され、遊具も豊富になり、子供の成長度合いに応じて楽しめる憩いの場となりました」ということですね。石仏広場はこう紹介されています。「行楽の名勝として訪れる観光客も多く、春は桜、夏は新緑、秋はバーベキュー・芋煮会等も楽しめます」とあると。このどちらも、子供からお年寄りまで楽しめる場所であるというのが紹介されております。

そして残念でならないのは、私も利用するんですけれども、やはり公衆トイレの件で敬遠されるという傾向があります。何とももったいない話ではないかと思うんですね。高齢者も今や和式のトイレは使いづらいということで、家庭でも洋式になっている事態で、こういうことは改善していくべきではないのかと思うんですが、これも町長に伺います。

○議長(後藤洋一君) 町長。では最初、まちづくり推進課長。

- **Oまちづくり推進課長(熱海 潤君)** それでは、私のほうから、ただいま議員おっしゃいましたガイドブックにある城山公園のところ、それから史料館、中央公園につきましては、一部洋式化といいますか、多目的トイレが設置してありますので、お年寄りの方であれば、そういったところのご利用をお願いしたいと考えております。また、石仏公園については残念ながらそういった施設はないので、その辺は和式が中心ということになりますけれども、和式しかない状態ではございますけれども、先ほどの資料については、先ほど申し上げた城山、史料館、中央公園については和式も一部ございますので、それを利用していただきたいと思っております。
- O議長(後藤洋一君) 9番。9番、ちょっと待ってください。町長からも答弁。すみません。町長。
- ○町長(遠藤釈雄君) 今、担当のほうからも答弁ありましたけれども、私が今、真摯に新しい今回の自分の公約に基づいてこういったようなことを捉えますと、城山公園、いろいろまちづくりのほうでも頑張って、いろいろライトアップ事業とか、それからこれまでの輓馬大会での河川敷の利用とかありますけれども、やはりまだまだ活用されていないという思いがございます。

ですから、活用されていないのではなくて、どれぐらい活用して、どれくらいの人を呼び込むかという視点が全くなかったのではないのかなとそのように私は思っておりますので、例えば石仏公園であっても、本当に農林課のほうで草刈りをしたりして、その草刈りした結果、多くの人たちが安心して来られる。そして、今の時期、ちょっと遅くなったかもしれませんけれども、芋煮会を楽しむこともできますし、それから家族団らんだったり、会社などで一堂に会してバーベキューすると。してもらうのはいいんですが、やはりトイレがございません。議員の皆様は今、それぞれ各地域を歩いていて、特にこの時期だと公衆トイレがないというのは非常に悩みの種だと思います。ですから、こういったような公衆トイレというのが、洋式化して、それが定住移住、そして町の発展にどれぐらい寄与するかという視点で考え直してみなければならないなと思っておりますので、それも優先順位として、それが最優先であれば当然すぐやるべきこと、そういう認識を持っています。

○議長(後藤洋一君) 休憩します。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(後藤洋一君) 再開します。

9番杉浦謙一君。

○9番(杉浦謙一君) では、答弁いただきまして、涌谷中央公園、そしてまた石仏公園を私もよく利用させていただいておりまして、中央公園の場合は、どちらかというと中の勤労福祉センターの中を使ったりなんかをしていますが、そういった点ではもうちょっと、子供のせっかく遊具も豊富になったと、新しくなったという紹介をされている以上、多目的のトイレを使うということもありますけれども、もう少し考えていただければと思いますし、石仏公園、これも結構利用される方が多くて、バーベキュー、芋煮会やります。残念なのは、やはりトイレの件では、公衆トイレの件では、非常に残念だと。また、そのトイレが汚れているとなると、これはここだけではありませんけれども、公衆トイレが汚れているとなると、非常に町外の方から見てあまりいい

話をされないというのが実情であります。ですから、そういうせめて洋式化、そしてまた、きれいなトイレというのは非常に第一条件だと思うんですね。

そういった点では、せっかくのイベントが涌谷町、大いに交流人口がこの時点では、桜まつり、そしてまた、各種イベントのときに城山公園を使うという点では、大事なことだと思います。もちろん臨時仮設トイレもありますが、そういった夏祭り、春の桜まつり、そういった祭り、大事なイベントのときに残念な思いさせられるのが町外からの意見でありますので、そこは十分酌み取っていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

### 〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 質問者の発言といいますか、内容、やはり先ほど申し上げましたように、移住定住を促進したいという視点から聞いておりますが、そういった中でやはり石仏公園なんていうのは、本当に隣町から見た場合、起伏があってすばらしい観光の名所、そして歴史的遺産はありますし、本当に山頂のトイレしかないという状況でございますので、あそこでバーベキューを楽しんだりという、それから秋には栗拾いなどもありますので、むざむざと仙台方面から多くの方がいらっしゃるのに、そのままほぼ素通りみたいな形にならざるを得ないというような形で、滞留させる工夫が全くないという、滞留させれば、さらにトイレの需要というのが増してくるはずでございますので、やはりこの移住定住ということを基本としながら、だったらば、そのトイレの問題はどのような優先順位になってくるのかなということで、だったらば、ほかのところをどのように後退させてそれを前に出すかなということも考えなければならないなと思っておりますし、一人で考えてもあまりろくなことはございませんので、皆様方が業務に当たっての視察ありましたので、そういったようなことを参考にさせていただき、あるいはご意見をさらにお聴きしながら、そういったような方向に進めさせていただきたいなと思っております。

## O議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。

- **〇9番(杉浦謙一君)** では、二つ目の教育環境の整備につきまして質問させていただきます。
  - 一つ目、小中学校のこれもトイレでありますが、和式あるいは洋式トイレの設置状況をお聴きいたします。 二つ目であります。

小中学校での現在トイレは、洋式が子供たちに望まれるのではないかと思います。その点に関しまして、教育 長にその考えをお聴きいたします。

三つ目、学校給食費の徴収事務に関しまして、また、保護者負担についても、無償化を実施した場合のほうが、いずれの場合も負担軽減になるのではないかと思うのでありますが、これは教育長、町長の考えを伺うものであります。

○議長(後藤洋一君) それでは、教育長、登壇願います。

〔教育長 柴 有司君登壇〕

**〇教育長(柴 有司君)** 9番杉浦議員の一般質問についてお答えいたします。

まず、1点目の小中学校の和式・洋式トイレの設置状況はとの質問でございますが、町内小中学校4校のトイレの数は、校舎のほか、体育館や外トイレも含め、全部で165基ございます。そのうち、洋式トイレの数は90基となっており、洋式化率は54.5%となっております。

次に、2点目の小中学校ではトイレの洋式化が望まれるのではのご質問でございますが、議員お話しのとおり、近年、和式トイレになじみのない児童生徒が増えている状況となっております。トイレの洋式化につきましては、学校規模、児童生徒数により利用頻度や環境も違ってまいりますことから、各学校の状況を改めて確認し、国の交付金などを活用しながら、必要性が高い学校から段階的に洋式化を図れるよう、町長部局と協議し、実現に向けて検討してまいります。

続いて、3点目の学校給食費無償化にしたほうが負担軽減となるのではとの質問ですが、まず私のほうから、 徴収事務の負担軽減についてお答えいたします。

給食費の徴収につきましては、今年度から全ての小中学校で口座振替での納入に切り替えましたことから、これまでのように学校の教職員が現金で集金するということがなくなり、その点では大幅に負担軽減が図られていると思われます。ただし、これまで行ってきた給食費の納入が滞っている世帯に対する督促事務につきましては、無償化となれば不要となりますので、事務の負担軽減は今以上に図れるものと思っております。無償化の具体については町長のほうからということで、以上、私のお答えといたします。

○議長(後藤洋一君) 町長、登壇願います。

[町長 遠藤釈雄君登壇]

○町長(遠藤釈雄君) 学校給食費を無償にすべきであるとの質問でございますが、この件につきましては、今年の3月会議におきましても、やはり杉浦議員から同様のご質問をいただいております。学校給食費の無償化につきましては、県内においても無償にする市町村が増えている状況ではございます。当町といたしましても、昨今の物価高騰に伴う子育て世帯の負担軽減や徴収事務の負担軽減を図る上で大変有効な支援策であり、少子化から多子化への脱却のためには大きな原動力になると認識しております。また、給食費の無償化は、児童生徒に対し、食べることにおいて、私は一番ここを心配しているんですが、格差を感じさせないためにも必要であると考えております。

ただし、学校給食費の無償化を検討するに当たりましては、まずはしっかりとした財政基盤を構築することが 重要であると考えております。町民の皆様のご協力の下に推進してまいりました財政再建計画の成果により、 11月1日に財政非常事態宣言を解除し、財政調整基金についても発令当初と比べて大きく増加したところでは ございますが、今後、公共施設等の老朽化に伴う維持や改修など、多大な費用負担が生じる見込みとなってお ります。今後、十分に検討を重ねながら、その他の事業との兼ね合いの中で優先順位をどこに持ってくる必要 があるのかを判断するために、議会の皆様、町民の皆様とご相談を申し上げながら、方向性を決めてまいりた いと考えております。

以上、杉浦議員への答弁といたします。

- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) 1点目の再度質問いたしますが、小中学校の洋式化率54.5%という答弁でしたけれども、 全体で165基、洋式化が90基というふうになっていますが、これ、各学校の洋式化というのはどういう状況なのか、設置状況なのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) それでは、私のほうから、各学校ごとのトイレの洋式化の状

況についてお話しさせていただきます。

まず、月将館小学校と篦岳白山小学校につきましては、統合の際の改修の際に、本校舎部分の洋式化は図りましたので、いずれも本校舎の月将館小学校、篦白小のトイレは100%洋式化になっているところでございます。 涌谷第一小学校につきましては、こちら男子トイレ、女子トイレ合わせまして、現在洋式化率が23.4%となっており、大きく低い状況でございます。涌谷中学校につきましては、男子トイレ、女子トイレ合わせまして、48%の洋式化率となっているところでございます。

以上です。

- O議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) 全体で通して54.5%ですけれども、学校によってバランスが非常にアンバランスなわけですね。片方は、片方って二つは100%の洋式化、そして第一小学校に至っては23.4%という状況なんですね。この二つ目のちょっと質問に入っていくんですが、私も近所のお子さんに話をしていて、お子さんのほうから洋式化、洋式のほうがいいとよく言われます。今のところ和式がいいと言ったお子さんはおりません。やはり、うちもそうですが、ご家庭でもトイレは洋式トイレが多いわけで、そしてお子さんも生まれてからも洋式トイレの経験が多数だというふうに私は思います。

ですから、ちょっとお聴きするんですが、やはり、特に第一小学校の話をされるんですが、休憩時間は洋式トイレに並ぶ状況があるというのですが、これは事実なのか、伺います。

- 〇議長(後藤洋一君) 教育長。
- **〇教育長(柴 有司君)** 実際に並んでいるという状況については、把握しておりません。
- O議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) そちらではつかんでいないんでしょうけれども、保護者のほうから、特に第一小学校ですが、女子トイレに洋式トイレに並ぶ状況があるということですので、これは間違いないと思います。もしそういう状況があるのであれば、教育現場としては異常な事態なのかもしれません。そういった点では、やはり先ほど子供たちに望まれるのは、洋式のトイレであるということでありますから、ゆくゆくはこの月将館小学校、箟岳白山小学校のような、洋式化が100%、それに準じるような状況が一番望ましいのではないかと思うんですが、教育長、この点ではいかがでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 教育長。
- ○教育長(柴 有司君) 議員おっしゃるとおりだなというふうに思います。先ほど町全体のパーセントを申し上げた際に、必要性が高い学校から段階的にという言い方をしましたが、現実的には涌谷第一小学校、そして涌谷中学校に早急に導入を図っていきたいというふうに思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) この点に関して、教育長が答弁の中で、交付金を活用してというような答弁もあったと思うんですが、この交付金の活用というのはできるようなのか。ちょっと私もそこまで詳しくなかったので、そういう活用するものが、財源があるのであれば、早急にやってもらえれば一番いいのかも、子供たちにとっては一番いいと思うんですが、そこの交付金事業、どうなんでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 教育総務課長。

- ○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) こちらにつきましては、文部科学省の交付金のメニューの中に、学校施設環境改善交付金という交付金がございます。その交付金につきましては、こういった洋式化を含めたトイレ改修もできる交付金となっておりますので、そういったものを十分活用しながら進めてまいりたいと考えております。
- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- **〇9番(杉浦謙一君)** その点では非常に困っているお子さんもいらっしゃいますので、そうすれば保護者の悩み も解消されるのではないかと思うので、期待したいと思います。

三つ目、学校給食費の無償化に関してでありますが、これはもう全体を通して大きな一番、移住定住人口対策、そしてまた、学校の環境の問題、そして食育の問題も含めまして共通するものだと思うんですね。先ほど町長が答弁の中で、やはり県内でも学校給食、義務教育の学校給食無償化の自治体が増えてきているということでありますから、これを地域、また、ほかの自治体の様子を見ることなく、やはり子供たちのことと、あと移住定住対策のためにも少し考えていただければと思うんですね。そうしないと、ほかの隣町で実施したから涌谷町もやるというようになれば、これは遅れてしまうので、その点に関しましても少し考えていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

- 〇議長(後藤洋一君) 町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 移住定住についてのいわゆる先ほど申し上げましたとおり、非常にインパクトがあるなと そのように思っております。こういったようなことでみさ子議員からも、早くからこういったような質問を通 してそのような誘導策ということで私は聴き取っておりますけれども、非常に大事なことである、そういうよ うな感じであります。

ましてや今回、いかに人口減少、そして少子化に対応していくかということでございますので、そういう認識 もやはり同じものでございます。ただ、今は値上がり分相当、今回も手当てしますけれども、値上がり分は当 然負担をかけないようにしますけれども、それを全面的にということであれば、かなりの6,000万円ぐらいの多 分財政負担がかかるということで、それを恒常的にやりますと、やはりそれはそれで様々なひずみも来ると思 いますので、そういうところを考えながら、できるならば無償化というものを優先させたいなというそういう 気持ちは持っております。

ただ、一時的に地方創生交付金とか、何かの財源ができたときに限ってやるというのでは、ちょっと出戻りするようなことではならないので、やはり財源的な見通しというものを立てながら、やれるかやれないかをしっかり見極めてどうするのかということ、そのような形の進む方向でやはり検討しなければならないとそのように考えております。(「終わります」の声あり)

○議長(後藤洋一君) ご苦労さまでございました。

以上で一般質問は終わります。

\_\_\_\_\_

○議長(後藤洋一君) 日程に入ります。日程第5、議案第75号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第75号の提案の理由を申し上げます。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布 され、国民健康保険税の改正部分について、令和6年1月1日から施行されることに伴う一部改正でございま す。

内容といたしましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から行うもので、出産される国保 被保険者の方について、産前産後期間の国保税を免除するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 税務課長。
- ○税務課参事兼課長(紺野 哲君) それでは、議案第75号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついて説明申し上げます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、内容といたしましては、出産される被保険者の方の産前産後期間相当 分の所得割額及び均等割額を減額するものでございます。

説明は資料でいたしますので、定例会12月会議資料1ページをお開きください。

資料は、左から条項、見出し、改正の内容を記載しております。

国保税につきましては、世帯単位で計算されておりまして、世帯主の方が納税義務者になりますが、世帯の中に出産される被保険者の方がいる場合に、世帯の国保税額から、出産する方の分の所得割額と均等割額の産前産後期間相当分というのを減額するものでございます。

資料の第23条第3項、改正の内容の部分をご覧ください。

国保税の減額についての規定の新設でございますが、図解で示しておりますが、網掛けの部分が産前産後期間 として減額される月数でございます。産前産後期間というのは、出産予定月の前の月から4か月、双子など多 胎妊娠の場合には出産予定月の3月前から6か月をその期間とするものでございます。

条例では、1年分の国保税所得割額と均等割額を12で割った額を1か月分といたしまして、その4か月分あるいは6か月分を減額するというふうな条項整理をしております。

米印の二つ目に制度の適用について記載しておりますが、令和6年1月からの法律施行に基づく制度ですので、減額は令和6年1月からが対象になります。例示しておりますが、令和5年11月に出産する方から制度対象ということになりまして、産前産後期間をカウントすると1か月分が減額対象となるというふうな形になります。次の第24条の3は、出産被保険者に係る届出についての規定でございます。

条文では1項、2項で整理しておりますが、届出に必要な事項と出産の予定日を明らかにする書類、例えば母子健康手帳などでございますが、そういったものを添付して届出をすることなどを定めております。

条文の第3項では届出時期の規定をしておりますが、出産の予定日の6か月前から届出できることを定めております。

米印一つ目に記載しておりますが、第4項には、必要な事項が確認できる場合は届出を省略できることを定め

ております。

対象となる出産といたしましては、妊娠期間について、妊娠85日、12週以上の出産が対象となります。図解で見ていただくと、85日に満たない期間は減額の対象外、12週目以降からが対象ということになります。12週目以降の方については、死産、流産なども対象に含むというふうな制度になっております。

それでは条文、議案書の3ページのほうをご覧ください。

附則でございますが、施行期日、令和6年1月1日から施行いたします。

第2項、適用区分を定めておるものでございます。

参考といたしまして、当該減額措置に対する費用負担ですが、国が2分の1、県と町で4分の1ずつを負担するというものでございます。

また、出産被保険者数、涌谷町の場合ですが、年間に五、六人という程度というふうに見込んでおります。 以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号 涌谷町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第6、議案第76号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第76号の提案の理由を申し上げます。

本案は、涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正するものでございます。

信用保証協会が求償権を放棄又は譲渡する場合、町は回収金を受け取る権利を放棄することになることから、 地方自治法第96条第1項第10号により、法令に特別な定めがある場合を除き、議会の議決を要することになり ます。

これまでの条例では、東日本大震災により甚大な被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することに限って適用しておりましたが、新型コロナウイルスをはじめとする昨今の様々な自然災害や法律に基づいた各支援機関等が策定した再生計画等を加えるため、同項の整理を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) まちづくり推進課長。
- **○まちづくり推進課長(熱海 潤君)** それでは、議案第76号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る 権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は4ページ、5ページ、新旧対照表は4ページからとなっております。

説明は、新旧対照表で説明させていただきます。

町長の提案理由にもございましたが、宮城県信用保証協会が求償権を放棄又は譲渡する場合、町は回収金を受け取る権利を放棄する際には、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、特別な定めがある場合を除き、議会の議決を要することになります。

今回提案する条例は、平成24年6月会議によって制定された条例の一部改正となります。

平成24年当時は、東日本大震災により被災した中小企業を早急に支援し、速やかな再建を図るため制定されたものでございます。そのため、新旧対照表4ページ、第1条、目的の下線部分、改正前は「東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の再生を支援することを目的とする」とある部分について、今回は、新型コロナウイルス感染症を含む自然災害や経済状況の悪化から事業再生を図るため、改正後、第1条、目的の下線部「中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資することを目的とする」に改められるものでございます。第2条定義は、東日本大震災によるもの以外も該当するため、第5号を削除いたします。

第3条、回収金を受け取る権利の放棄につきましては、改正前「中小企業者等の事業の再生に資すると認めるとき」として、東日本大震災に起因する第1号から第3号を定めておりましたが、改正後は、新たに定める1号から第11号に定める「中小企業者等の振興及び地域経済の活性化に資すると認めるとき」に改めようとするものでございます。

これにより、地方自治法第96条第1項第10号の規定による特別な定めがある場合となり、議会の議決を得ることなく速やかに権利の放棄ができることで、中小企業者が事業資金を調達しやすくなり、経済的影響を受けた中小企業者が早期に事業再建することを支援するものでございます。

そして、改正後、第4条、報告として、「前条の規定により回収納付金を受け取る権利を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」と規定するものでございます。

第5条、委任は、4条を追加したことによる条ずれとなります。

議案書にお戻り願います。

附則として、この条例は公布の目から施行するものとするものでございます。

改めて、この条例の一部を改正する条例は、中小企業者が多重債務問題を一刻も早く解決し、事業再生に向か うための改正であることをご理解していただきますようお願いし、説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号 涌谷町損失補償契約に係る回収納付金を受け 取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(後藤洋一君) 日程第7、議案第77号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、涌谷町町営住宅条例において同法の規定を引用している箇所を改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 建設課長。
- **〇建設課参事兼課長(小野伸二君)** 議案第77号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は6ページ、新旧対照表は7ページから9ページとなります。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正されることから、涌谷町町営住宅条例において同法の規定を引用している箇所の改正、並びに一部文言の修正等、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、7ページをご覧いただきたいと思います。

第6条につきましては、これまで「1号から6号のいずれかに該当する者」と規定したものを、「法23条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備する者」に改めるものです。

第6条の2第5号につきましては、文言の修正となります。

第5号イにつきましては、法律の改正に合わせて第10条の2を追加するものです。

次のページ、8ページ、9ページをご覧願います。

第11号から第89条の8までにつきましては、それぞれ文言の修正を行うものでございます。

議案書6ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第77号 涌谷町町営住宅条例の一部を改正する条例は 原案のとおり可決されました。

### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第8、議案第78号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第78号の提案の理由を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに 伴い、法の規定を引用している部分の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 子育て支援室長。
- ○福祉課子育で支援室長(佐藤明美君) 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 についてご説明いたします。

議案書は7ページ、新旧対照表は10ページになります。

本案は、町長が提案理由で申し上げましたとおり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴う一部改正でございます。

法の条文で使用されていなかった接近禁止命令等の用語が定められたことにより、当該用語に係る法の規定を 引用している部分の改正をするものです。 新旧対照表10ページをご覧ください。

第2条第1号及び第2号中にある同法第10条第1項の次に、「又は第10条の2」を加えております。

議案書6ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第78号 涌谷町母子・父子家庭医療費の助成に関する 条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第9、議案第79号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和6年度から月将館小学校に学校運営協議会を設置するに当たり、委員の報酬及び費用弁償を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) それでは、議案第79号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は8ページ、新旧対照表は11ページでございます。

本案につきましては、ただいま町長が提案理由を申し上げましたとおり、令和6年4月から月将館小学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会を設置しますことから、委員の報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

制度の概要につきまして、定例会資料でご説明いたしますので、定例会資料2ページをお開き願います。

まず、こちらのコミュニティ・スクールにつきましては、国におきまして、全国全ての学校への導入を努力義務化しているもので、資料の1番目に、左側の1番目に記載してありますとおり、学校運営協議会を設置する学校をコミュニティ・スクールと呼ぶものでございます。

学校運営協議会の機能といたしましては、こちら1番目の四角印のところに記載しております①から③までの 主に三つの機能がございます。

一つ目といたしいたしまして、学校運営の基本方針を承認すること、二つ目といたしまして、学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること、3点目といたしまして、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること、この三つが主な役割となっております。このように一定の権限を持って学校の運営や学校の支援などについて協議することで、学校と地域、保護者における連携、協力を促進していく仕組みとなっております。

また、現在、各小学校には学校評議員がおり、学校運営などに対してご意見をいただいておりますけれども、 学校運営協議会が設置される学校、コミュニティ・スクールが実施されますと、評議員制度はなくなることと なります。

また、コミュニティ・スクールの導入状況につきましては、資料の2番目に記載しておりますけれども、近隣の市町におきましては、石巻市、それから登米市におきまして既に導入しており、大崎管内におきましては加美町、色麻町で今年度から一部の学校で導入されておるところでございます。

涌谷町におきましては、これまで検討等を進めておったところでございますが、地域の方々によるボランティ ア活動などが活発であります月将館小学校をまずモデル校として令和6年度から導入し、その後、ほかの学校 におきましても導入時期を検討していく予定としております。

また、こちら資料の2ページ右側から4ページまでにつきましては、今年10月に策定いたしました学校運営協議会の規則を掲載しております。この中で、協議会の設置や役割、また委員構成、任期などについて定めておるところでございます。

それでは、議案8ページのほうにお戻り願います。

今回、特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に学校運営協議会委員を追加し、報酬の額につきましては、ほかの委員との均衡を図りまして日額5,000円、費用弁償につきましては、1日につき1,000円と規定しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

- ○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。12番鈴木英雅君。
- O12番(鈴木英雅君) 費用的な一応条例説明だったんですけれども、ちょっと中のほうの内容をちょっと確認させていただければと思うんですけれども、この学校運営協議会、やっと涌谷町でもというような思いで、すごく私は喜んでおります。

ただ、8名の委員さんで構成するような一応内容だと思うんですけれども、この委員さん方の中で例えば事務局とか、この学校の在り方とか環境づくりがメインだと思いますので、自然と学校の先生方が事務局になるの

かなというような思いがあるんですけれども、今いろいろな意味で働き方改革などで、先生方の要するに働き 方の改革そのものが、教育委員会もですけれども、学校関係でかなり話し合っているような話もございます。 そういう中で、例えばこのコミュニティ・スクールの事務局そのものを、学校側の例えば教頭先生とか教務主 任とか、そういう方々がもしやるとなれば、大変な仕事になるのかなというような思いあるんですけれども、 そこら辺のところをちょっと確認させていただけますか。

- 〇議長(後藤洋一君) 教育長。
- **〇教育長(柴 有司君)** 制度の趣旨は、先ほど申し上げたように、学校と地域がパートナーとなって一緒に学校 運営に携わっていくという、双方向の交流というところでございます。

当然事務局も必要になりますが、当面の間は、議員おっしゃるように、学校によっては教頭あるいは教務主任等、学校の方が入っていないと、最初の運営のスタートの時点ではうまく回っていかないんではないかなというところがございます。ただ、ずっと事務局が負担かというと、そういうことをなくすための制度ですので、あとは今まで学校が担ってきたあるいは教頭がやってきた仕事を地域と分業しながら地域が提案をして、地域の方が中心になって進めるとか、そういう視点もございますので、実際運営してみないと分からないところはありますけれども、当初は議員おっしゃるような形で多少の負担を強いることにはなるかと思いますが、長い目で見たときにはそうでもないのかなというふうに期待しているところです。

- 〇議長(後藤洋一君) 12番鈴木英雅君。
- O12番(鈴木英雅君) 教育長から今、答弁いただきましたけれども、理解はしようという思いあります。たまたま前に、先ほど課長のほうからも評議員という話ございましたけれども、評議員、初めてこの涌谷の町の学校で評議員制度を取り入れたときに、かなり事務局だった教頭先生、そしてそれをサポートする教務主任の先生が難儀していた、すごいこう苦労していたというのが見えました。

だからそういうような感じで、またこの運営協議会がスタートするに当たり、学校の要するに事務局となる教 頭先生とか教務主任とか、そういう先生が負担を感じる、自然と一般の先生方にも今度負担を感じる場合が出 てくると思います。私は、学校教育部の場所で先生方が心身ともに健康で子供たちと一緒につき合っていただ きたいというのが、私は常日頃思っていたことでございますので、その辺を十二分に考慮というか、考えてい ただきまして、そういう先生方個々に負担のかからないような学校運営委員会をつくっていただければいいの かな。その辺だけお願いしておきたいと思いますけれども、その辺、教育長もう一度お願いします。

- 〇議長(後藤洋一君) 教育長。
- **〇教育長(柴 有司君)** 学校に預けっ放しにしようとは思っておりません。当然、教育委員会も一緒になってこの制度の導入、成功するように進めてまいりたいと思います。
- ○議長(後藤洋一君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

O議長(後藤洋一君) 起立全員であります。よって、議案第79号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(後藤洋一君) 再開します。

### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第10、議案第80号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第80号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億3,654万7,000円を増額し、総額を81億2,662万5,000円にいたそうとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入では、町税、国庫支出金、県支出金におきまして、今後の見込みにより それぞれ増減いたすものでございます。

繰入金におきましては、給食センターの空調設備更新及び家畜の飼料高騰対策支援に、財源としてふるさと涌 谷創生基金繰入金を増額いたすものでございます。

地方債におきましては、涌谷中学校のプール改修工事等に係る財源として、過疎対策事業債等を増額いたすも のでございます。

次に、歳出でございますが、総務費におきましては、法改正による戸籍情報システムをはじめとする各システムの改修費を計上いたすものでございます。

民生費におきましては、民間保育所等への入所者増加により保育委託料等を増額いたすものでございます。 衛生費におきましては、放射能汚染廃棄物の焼却処分に係る費用を見込み、見込みにより増額いたすものでございます。

農林水産業費におきましては、輸入飼料格差と生産資材の高止まりによるコスト高の一方で、子牛・スモール

市場、枝肉市場の価格が下落するなど、価格に転嫁できていない状況にあることから、生産者の実負担額増加を抑制するため、補助金により事業継続を支援するものでございます。

商工費におきましては、町花であります桜の管理につきまして、近い将来通行に支障が出ると思われる箟岳観 光道路沿いの桜を一部伐採いたすものでございます。

土木費におきましては、道路整備及び側溝改良に係る工事費を増額いたすものでございます。

消防費におきましては、日本消防協会から消防車両1台の交付が決定したため、導入に係る諸経費を計上いた すものでございます。

教育費におきましては、塗装の劣化により利用を休止しておりました涌谷中学校のプールにつきまして、来年度の利用再開に向け改修工事を行うほか、給食センター調理室の空調設備改修を行い、安全で安心な給食の提供に努めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(後藤洋一君) それでは、総務課長から順次説明お願いします。
- ○総務課参事兼課長(髙橋 貢君) よろしくお願いいたします。

議案第80号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)に係ります補正予算書の48ページ、49ページをお 開きください。

私のほうからは人件費について説明申し上げます。

48ページ、給与費明細書でございます。

1、特別職でございます。(1)総括。比較の欄をご覧いただきたいと思います。

人数については、増減ございません。

報酬につきまして、2万円の減となっております。内訳といたしましては、今後の会議開催を見込みまして、 新たに地域公共交通会議において、委員4名と報酬2万円を増額するとともに、農業委員等候補者評価委員に ついて、今後見込みがないことから、委員4名、報酬4万円を減額し、委員数については変わらず、報酬で差 引き2万円の減となったものでございます。

次のページ、2、一般職でございますが、ここでは正規職員と会計年度任用職員と合わせたものとなっておりますので、次のページ、50ページをお開きください。

ア、会計年度任用職員以外の職員でございます。

正職員となりますが、上段の表の比較の欄をご覧いただきたいと思います。

職員手当で266万7,000円の増額となっております。内訳といたしましては、中段に職員手当の内訳として記載しておりますが、主なものといたしましては、時間外勤務手当といたしまして254万3,000円の増額となるものでございます。今後の各課の業務に係ります見込みを踏まえて増額するものでございますが、まちづくり推進課におきましては、これまでコロナ禍で行うことができませんでしたイベント等が元に戻ったことを含めて業務が膨らみましたので、39万6,000円の増額をするとともに、町民生活課、公民館等におきまして、職員の休暇や中途退職者が今後予定されていることから、今後の業務を見込みまして、時間外勤務手当といたしまして34万円、12万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

住居手当、寒冷地手当等につきましては、職員の履歴事項の変更によりまして今後の見込みを計上するものと

なっております。

続いて、51ページ、イ、会計年度任用職員に係るものでございます。

人数におきましては増減はございませんが、内訳といたしましては、福祉課において1名減、子育て支援室において1名の減、幼稚園の預かり事業において2名の増となり、差引きで増減なしとなっているものでございます。

給与等でございますが、報酬におきまして117万5,000円の増額となっております。給料におきましては322万5,000円の減となっておりますが、こちらにつきましては、会計年度任用職員の方を給料から報酬に、勤務状況の変化に伴いまして変更をかけているものでございます。また、生涯学習課におきましても、今後の見込みを踏まえて予算措置を行ったものでございます。

給料の減額、322万5,000円の減額につきましては、福祉課におきまして実施しております重層化事業において、会計年度任用職員の雇用を検討しておりましたが、正採用ができなかったことから、222万3,000円を減額するとともに、さきにご説明申し上げました幼稚園において、給料から報酬へ組替えを行ったものに伴う減となっております。

職員手当の39万4,000円の減額につきましては、職員手当の内訳にございますが、通勤手当で2万5,000円の減、 期末手当で39万5,000円の減となるものでございます。

一番下にあります(2)退職手当負担金7万9,000円の減、児童手当の13万5,000円の増につきましては、それ ぞれ人事記録に伴います今後の増減に伴うものでございます。

人件費につきましては以上でございます。

5ページにお戻り願います。

**〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** それでは、5ページになります。

第2表債務負担行為補正、1、債務負担行為の追加になります。

6件の追加になります。いずれも来年度以降の事業になりますが、今年度中に入札を執行し、令和6年4月1日から事業を行うことができるようにするものでございます。

ふるさと納税業務委託料につきましては、寄附額の42%に相当する額を限度額として設定するものです。

公用車導入事業499万3,000円は、総務課で管理する2トントラックの更新を行おうとするものでございます。

放射能汚染廃棄物処理事業につきましては、平成28年度に環境省が測定した8,000ベクレル超であった農林業系汚染廃棄物について再測定し、8,000ベクレル以下に減衰したものについて、令和6年度に県外へ搬出し焼却処理を行うなどの費用を上限2億7,300万円で設定するものでございます。

次の医療福祉センター保安業務委託料以下につきましては、総務管理課長から説明いたします。

〇町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) 続いて、町民医療福祉センター保安警備等業務委託料、期間を令和6年度から令和3年度までといたし、限度額を3,768万7,000円と設定いたすもので、内容は、清掃業務、保安警備業務、設備運転管理業務、廃棄物収集運搬業務等となります。

次に、町民医療福祉センター設備機器等維持管理業務委託料、期間を令和6年度から令和8年度までとし、限 度額を335万円と設定いたすもので、内容は、消防設備法定点検、自動ドア点検、昇降機保安点検などとなりま す。

次に、医療福祉センター電話交換業務委託料、期間を令和6年度といたし、限度額を107万5,000円と設定いた すものです。

この債務負担行為は、一般会計、国民健康保険病院事業会計、国民健康保険会計、老人保健事業会計、訪問看護ステーション事業会計で、面積等で案分いたすもので、合計額と案分率等は、定例会資料6ページに掲載しております。後ほど確認いただければと思います。

なお、電話交換業務委託料の単年度の設定につきましては、今年度、センターの電話交換機を更新いたすこと から、機能アップによる業務委託の仕様変更を考慮し、単年度としております。終わります。

**○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** 続きまして、6ページをお開きください。

第3表、地方債の補正、1、地方債の追加になります。

過疎対策事業のソフト事業につきましては、スクールバスの運行事業の財源として3,960万円を計上するものでございます。

2、地方債の変更、緊急債、失礼しました。緊急しゅんせつ推進事業700万円の増は、9月でお認めいただきました水路しゅんせつの財源として、過疎対策事業1,810万円の増は、道路等改良工事に800万円、中学校のプール改修費に1,010万円の財源として充てることといたしております。

続きまして、歳入になります。

10ページ、11ページをお開きください。終わります。

○税務課参事兼課長(紺野 哲君) 歳入、1款町税ですが、まず、現年課税分から説明いたします。

1項2目1節、11ページの上から二つ目になりますが、①法人町民税の現年課税分170万円の増額ですが、今後の見込みによるものでございます。当初予算の編成時に、景気不振の影響なども考慮して予算編成しておりましたが、調定状況により増収を見込むものでございます。

その三つ下、1項1目1節①町たばこ税2,800万円の増額についても、今後の見込みでございますが、こちらは健康増進意識の観点などを考慮し、前年度比較で減額で予算編成しておりましたが、例年同様の収入を見込めるということで増額するものでございます。

滞納繰越分につきましては、1項1目個人町民税58万円の減、2項1目固定資産税390万円の減、3項2目軽自動車税種別割で49万円の減額で、いずれも当初予算編成時に見込んだ額よりも未収繰越額が少なくなったことから、それぞれ減額するものでございます。

1款町税全体、一番上の行にありますが、現年、滞繰合わせて2,473万円の増額とするものでございます。終わります。

○福祉課長(鈴木久美子君) 14款分担金及び負担金2項2目2節①老人ホーム入所負担金65万3,000円の増額は、 当初、養護老人ホームの入所者数4名分で計上しておりましたが、新規入所者1名分を増額するものです。

16款国庫支出金1項1目7節⑤障害者医療費負担金25万円の増額は、歳出の障害者医療費に対する国庫負担金で、負担率は2分の1でございます。終わります。

**〇町民生活課参事兼課長(今野優子君)** 12ページ、13ページをお開きください。

2項1目1節⑯個人番号カード交付関連事務費補助金5万1,000円の増額につきましては、マイナンバーカー

ド交付関連事務に係る補助金で、会計年度任用職員の人件費相当分の増額をお願いするものです。

②社会保障税番号制度システム整備費補助金745万8,000円の増額につきましては、歳出でご説明いたしますが、 住民情報システムと戸籍情報システムの改修費の国庫補助金になります。補助率は10分の10です。終わります。

○福祉課長(鈴木久美子君) 2目1節④重層的支援体制整備事業交付金124万5,000円の減額は、歳出でご説明いたしますが、重層事業経費の減額に伴い、国負担分の38.5%を減額するものです。

4 節⑭障害者地域生活支援事業補助金16万5,000円の増額は、歳出の地域生活支援費に対する国庫補助金で、 補助率は2分の1以内でございます。

⑩障害者総合支援事業費補助金16万5,000円の増額は、歳出の障害者自立支援費の増額に伴うもので、補助率は2分の1でございます。詳細につきましては歳出でご説明いたします。終わります。

○福祉課子育て支援室長(佐藤明美君) 6 節⑥子ども・子育て支援交付金7万6,000円の増額ですが、歳出の子育て応援団事業費増額に伴う国負担分で、補助率3分の1でございます。

個他市町村子どものための教育・保育給付費交付金から⑱子どものための教育・保育給付費交付金までのそれ ぞれの増額につきましては、歳出の保育委託経費のうち、保育委託料増額に伴う国負担分となります。

②地域子供の未来応援交付金118万2,000円の減額となります。今年度、子どもの貧困対策計画策定のため、この交付金を活用して子供の生活実態調査を実施する予定ですが、こども家庭庁が発足し補助金等の内容が見直され、子供の貧困対策に関する事業は対象外となったため、減額いたすものです。終わります。

- 〇健康課長(木村 治君) 3目⑭出産・子育て応援交付金226万円の減額につきましては、当初予算において相談事業に係る職員人件費について補助対象として予算計上しておりましたが、補助対象外と国の方針が示されたことに伴い、今回減額するものでございます。なお、令和5年度の補助率は国2分の1、県及び市町村は4分の1になります。以上です。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) 3節⑥放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金100万円の増額ですが、今年度事業実施しております混焼による処理分として不足が見込まれることから、事業費の相当額分を増額するものです。終わります。
- 〇福祉課子育で支援室長(佐藤明美君) 17款県支出金1項1目2節③他市町村子どものための教育・保育給付費 負担金から⑦子どものための教育・保育給付費負担金までの増額は、歳出の保育委託経費の保育委託料増額に 伴う県負担分となります。終わります。
- ○福祉課長(鈴木久美子君) 7節⑥障害者医療費負担金12万5,000円の増額は、歳出の障害者医療費に対する県 負担金で、負担率は4分の1でございます。

次のページ、お願いします。

2項2目1節⑦重層的支援体制整備事業交付金62万3,000円の減額は、歳出の重層事業経費の減額に伴い、県 負担分の19.25%を減額するものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長(佐藤明美君) 4節①乳幼児医療費補助金50万円、③乳幼児医療費事務費補助金1万 4,000円の増額につきましては、歳出の子ども医療支給経費増額に対する県補助金となります。

③子ども・子育て支援交付金9万6,000円の増額につきましては、歳出の子育て応援団事業費増額に対する県負担分で、補助率3分の1でございます。

33子育て支援対策臨時特例交付金ですが、令和6年度設置する子ども家庭センターで使用する相談管理システム改修業務に対する補助金です。9月補正でお認めいただいたものですが、その後、県の担当課が交付基準を誤っていたことが判明したため、差額の133万8,000円を減額いたすものです。終わります。

○福祉課長(鈴木久美子君) 5節⑤障害者地域生活支援事業補助金8万2,000円の増額は、歳出の地域生活支援 費に対する県補助金で、補助率は国庫補助金の2分の1でございます。

③小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業費補助金4万円の増額は、歳出の日常生活支援費において、 小児用電気式たん吸引器の購入に対する補助金で、補助率は自己負担額控除後の4分の3でございます。終わります。

- ○健康課長(木村 治君) 3目®出産子育で応援交付金90万6,000円の減額につきましては、国庫補助金においても説明いたしましたが、当初予算において相談事業に係る職員人件費について補助対象として予算計上しておりましたが、補助対象外ということで国の方針が示されたことに伴い、今回減額するものでございます。県の補助率は4分の1になります。以上です。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) 4目1節④園芸特産重点強化整備事業費補助金5万円の減額及び②多面的機能支 払交付金83万4,000円の減額ですが、事業費確定による減額となるものです。終わります。
- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君)19款1項1目1節①一般寄附金54万5,000円の……。(「農業委員会だね」の声あり)
- 〇農業委員会事務局長(荒木達也君) 3目1節②機構集積支援事業補助金15万3,000円の増額は、交付決定に伴い増額するものです。終わります。
- ○総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 失礼しました。19款1項1目1節①一般寄附金54万5,000円の増額につきましては、これまで一般寄附として受領した寄附金について計上するものでございます。
  次のページ、16ページ、17ページをお開きください。
- ○福祉課長(鈴木久美子君) 20款繰入金1項4目2節①重層的支援体制整備事業繰入金74万4,000円の減額は、 歳出の重層事業経費の減額に伴い、介護保険会計からの繰入金を保険料相当分の23%減額するものです。終わります。
- ○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 2項3目1節①ふるさと涌谷創生基金繰入金2,790万円の増は、家畜飼料高騰対策支援事業補助金及び給食センターの空調設備更新工事の財源として繰入れするものです。補正後のふるさと涌谷創生基金の残高は6億6,919万4,000円、6億6,919万4,000円となります。終わります。
- ○税務課参事兼課長(紺野 哲君) 22款諸収入1項1目1節①延滞金13万円の増額は、実績によるものでございます。終わります。
- **○まちづくり推進課長(熱海 潤君)** 3項4目1節④はと麦茶製造資金貸付金元利収入100万円の減額は、はと 麦茶製造に係る貸付金の額の確定による減額となり、歳出においても同額減額措置しております。終わります。
- 〇農業委員会事務局長(荒木達也君) 5 項雑入 5 目 1 節④農業者年金業務委託手数料 6 万4,000円の減額は、交付決定に伴い減額するものです。終わります。

- Oまちづくり推進課長(熱海 潤君) ⑤中小企業振興資金貸付保証料補給補助金返戻金86万4,000円の増額は、 令和5年4月から9月までの間に振興資金融資利用者が早期完済したことによる保証料の返戻金の増額となり ます。終わります。
- ○福祉課長(鈴木久美子君) 3節⑯児童手当清算交付金2万1,000円の増額は、令和4年度支出額確定により、 拠出金分が追加交付となるものです。終わります。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) 6目1節①原子力発電所事故賠償金170万5,000円の増額につきましては、令和4年度涌谷町汚染牧草一時保管業に係る損害賠償請求の合意に基づくものでございます。終わります。
- **〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** 23款町債につきましては、第3表地方債補正で説明いたしましたので、 説明は省略させていただきます。

それでは歳出になります。

20ページ、21ページをお開きください。終わります。

- ○議会事務局長(渡邉千春君) 1款議会費1項1目細目2議会管理運営経費10節消耗品費2万円の減額、11節手数料2万円の増額は、議場の氏名角柱変更について予算の組替えを行うものです。終わります。
- ○総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 2款1項1目細目2一般管理経費10節②消耗品30万円の増額ですが、今回、 新聞購読料の値上げやコピー用紙、印刷機等の今後の見込みについて踏まえ、増額するものでございます。13節①会議録作成支援機器使用料4万円の増額でございますが、現在、会議の際の議事録作成支援システムで

ありますログミーツというシステムを使っておりますが、今後の使用見込みを踏まえて増額するものでございます。終わります。

**〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** 4 目細目 1 管財一般経費12節①委託料20万円の増は、住民からの要望により、支障となっている涌谷中央公園北側の木を伐採するものでございます。

18節③その他負担金93万2,000円の増は、天平の湯及びろまん館において、法定の消防点検で指摘のありました事項について改善するための費用となっております。終わります。

- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 細目2庁舎管理経費10節光熱水費100万円の増額でございますが、こちらについては、電気料金の高騰を踏まえ、3月末の電気料金について見込みにより計上するものでございます。
  - ⑥修繕料の3万3,000円につきましては、西庁舎におけます防火扉の不具合が生じております。その修繕のために計上するものでございます。終わります。

続きまして、5目細目4情報化推進経費でございます。11節②webサイト証明書設定手数料9,000円の増額、13節①のwebサイト証明書使用料3万9,000円の増額でございますが、現在使用しておりますホームページにおきまして、グーグル等の仕様変更に伴いまして暗号化されていないサイトの表示ができない現象が発生しております。その解消のために、ウェブサイトの証明書を取得し運用するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 細目6地域公共交通対策経費第1節③非常勤職員報酬2万円の増、8節 旅費①費用弁償2,000円の増、丸なんだ、②だ。失礼しました。②ですね。普通旅費1万円の増等につきまして は、当初でも地域公共交通会議の開催に係る予算を計上しておりましたが、地域公共交通活性化法の改正によ り地域公共交通計画の策定が努力義務化となったことから、当町においても令和6年度での策定を目指してお り、これに伴い、地域公共交通会議につきまして、法定での会議の設置をする必要があることから、委員を当 初10名から、宮城大学の教授を含めまして4名増員し14名とし、令和6年度からの設立に備えようとするものでございます。終わります。

- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) 8目細目1交通安全対策経費8節普通旅費3万2,000円の増でございますが、 こちらにつきましては、交通安全指導隊におきます移動研修を実施予定でございまして、職員2名分の旅費を 計上するものでございます。終わります。
- ○税務課参事兼課長(紺野 哲君) 2項1目細目2税務事務経費18の③滞納整理機構負担金,5000円の減額は、 滞納整理機構に参加する自治体の追加加入に伴う負担金の減額でございます。

2目細目1付加事務経費です。

24ページ、25ページをお開き願います。

12の①委託料、個人住民税システム改修業務委託料350万円の増額は、税制改正に伴い令和6年度から課税される森林環境税に対応するため、基幹税務システムを改修するものでございます。終わります。

**〇町民生活課参事兼課長(今野優子君)** 3項1目細目2戸籍住民台帳事務経費につきまして、745万8,000円の増額をお願いいたすものでございます。

12節委託料につきまして、住民情報システムと戸籍情報システムの改修業務委託料になります。内容は、マイナンバーカードへの氏名のふりがな及びローマ字表記を行うための改修になります。終わります。

〇議会事務局長(渡邉千春君) 6項1目細目1監査委員経費10節消耗品費1万3,000円の増額は、新代表監査委員の作業着等を購入するものです。

13節使用料及び賃借料5,000円の減、18節その他負担金1万8,000円の減は、今後の見込みにより減額するものです。終わります。

- ○福祉課長(鈴木久美子君) 3款民生費1項3目細目4老人保護措置経費12節委託料①老人保護措置委託料297万9,000円の増額は、年度末までの見込みによるものですが、主な要因といたしましては、入所者1名の増、老人保護措置費単価の改定などによるものです。終わります。
- ○健康課長(木村 治君) 26ページ、27ページをお開き願います。

細目 5 介護保険対策経費27節①繰出金731万3,000円の増額ですが、内訳として、介護保険介護給付費繰出金 116万3,000円の増額及び介護保険職員給与費等繰出金22万円の増額については、職員人件費の変更及び介護給 付費の今後の見込みにより、町の法定負担割合分について増額するものでございます。

次に、介護保険事務費繰出金595万2,000円の増額については、介護保険会計においても説明いたしますが、現在、第9期介護保険事業計画を策定中でありますが、今後予定しております制度改正及び介護報酬改定に伴い、システム改修費を予定し、増額するものでございます。なお、人口規模に応じて170万円を限度に国庫補助金を予定しているところでございます。

次に、介護保険その他地域支援事業繰出金2万2,000円の減額については、地域支援事業費の今後の見込みにより、町の法定負担割合分について減額するものでございます。

次に、細目7後期高齢者医療対策経費18節②一部事務組合負担金87万4,000円の増額につきましては、令和4年度医療給付に係る市町村負担金について、実績に基づき精算額を支払うものでございます。終わります。

〇福祉課長(鈴木久美子君) 細目10重層的支援体制整備事業費323万4,000円の減額につきましては、会計年度任

用職員として有資格の相談員1名分の人件費を計上しておりましたが、今後採用が見込まれないため減額する ものです。

4 目細目 6 障害者自立支援費12節委託料、障害福祉システム改修業務委託料33万円の増額は、令和 6 年度障害 福祉サービス等報酬改定に向けてシステム改修費を計上するものです。

19節扶助費、障害者医療費50万円の増額は、年度末までの見込みによる増額でございます。

22節①償還金、国庫負担金等返還金190万2,000円の増額は、令和4年度の国庫負担金と県負担金の精算返還金を計上するものです。

細目7地域生活支援費19節①扶助費、日常生活用具給付費50万円の増額ですが、年度末までの見込みにより増額いたすものです。終わります。

○福祉課子育て支援室長(佐藤明美君) 2項1目細目3児童手当支給経費22節償還金16万4,000円の増額は、令和4年度支給額確定により国庫負担分を返還するものです。

細目 4 保育委託経費12節委託料につきましては、年度途中の保育所入所希望者の増加や認定こども園の幼稚園部園児数が見込みよりも増加したのに伴い、保育委託料として 3 月までの見込みにより3,400万円増額をお願いいたすものです。

細目5子ども医療費支給経費11節役務費8万円及び19節扶助費250万円は、3月までの見込みにより増額をお願いいたすものです。

22節償還金につきましては、令和4年度分の未熟児医療費確定による国県補助の返還金となります。

細目7子育で支援経費19節扶助費30万円の増額につきましては、認可外保育施設等を利用する園児1名、町外 幼稚園の預かり保育を利用する園児1名分に対する給付費でございます。

22節償還金641万6,000円の増額につきましては、令和4年度子ども・子育て支援交付金、保育対策総合支援事業費補助金及び子育てのための施設利用給付交付金の事業費確定による国県への返還金となります。

細目9子育て応援団事業費、次の30、31ページをお開きください。

19節扶助費22万8,000円の増額ですが、生活保護世帯等の応援団利用料補助で、3月までの見込みにより増額をお願いいたすものです。

細目13子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費22節償還金145万5,000円の増額は、令和4年度分事業費確定による国県負担金の返還金となります。

5目児童福祉施設費細目2放課後児童クラブ運営事業費10節需用費、修繕料につきましては、杉の子児童クラブ室内の照明器具交換のため6万9,000円の増額、22節償還金は、令和4年度放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費確定による国庫負担金返還分として、15万2,000円の増額をお願いいたすものです。終わります。

- 〇健康課長(木村 治君) 4 款衛生費細目 7 出産・子育て応援交付金事業費18節④補助交付金100万円の増額に つきましては、出産・子育て応援交付金の今後の見込みにより増額を行うものでございます。内訳として、妊 娠届出時に妊婦一人当たり 5 万円を交付する出産応援交付金は15人の増を見込んでおり、また、出生届出時に 子供一人当たり 5 万円を交付する子育て応援交付金については、 5 人の増を見込んでいるところでございます。 終わります。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) 5目細目11放射能汚染廃棄物対策経費12節委託料、汚染稲わら・牧草焼却処分

委託料200万円の増額ですが、関係機関との調整により、当初計画よりも処理量の増加が見込まれることから、 その委託料を増額するものです。終わります。

○町民生活課参事兼課長(今野優子君) 2項1目細目1塵芥処理経費になります。

32ページ、33ページをお開きください。

18節②一部事務組合負担金3,000円の減額につきましては、大崎地域広域行政事務組合の負担金額の確定によるものです。

続きまして、2目細目1し尿処理経費18節②一部事務組合負担金2万7,000円の減額につきましても、大崎地域広域行政事務組合の負担金の額の確定によるものです。終わります。

○町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) 4項医療福祉センター費でございます。

1目細目2、10節需用費②消耗品費11万9,000円の増額は、事務等で使用するコピー用紙の年度末までの見込みによる増額で、⑥修繕料100万円の増額は、センター浄化槽機械室放流ポンプ修繕のほか、センター福祉等老健施設の不審者対策として、時間外に職員が出入りする玄関を老健の1か所にし、オートロック化をするための費用を、一般会計と案分し計上いたすものほか、小破修理費用を計上いたすものです。

11節①手数料の増額は、コピー枚数増による保守点検手数料29万円の増額のほか、おのおの年度末までの見込みによる増減額について補正いたすものです。

12節①委託料97万5,000円の減額と、13節①使用料及び賃借料86万3,000円の減額、14節①工事請負費7万8,000円の減額は、それぞれ契約差金となります。

15節①原材料費4万円の増額は、職員駐車場の砂利代として計上いたすもので、18節③負担金補助及び交付金6万円の減額は、東北地域医療支援機構負担金の不用額となります。

次に、2目研修館健康パーク費でございます。

細目1、12節①委託料7万4,000円の減額は、健康の橋改修工事設計業務委託料の契約差金となります。 (「7万。76万」の声あり)委託料76万円の減額はでいいですね。はい。健康の橋改修工事設計業務委託料の 契約差金となります。

次のページをお開き願います。

13節①使用料及び賃借料は、トレーニングマシンリース料として8万4,000円の計上、施設照明灯17万5,000円の減額は契約差金でございます。

18節負担金補助及び交付金③その他負担金133万9,000円の増額は、研修館において、消防点検による指摘のあった消火器交換費用、誘導灯の電池交換、自動火災報知器設置修繕に要する費用と、事務室の避難用ドアが経年劣化により開閉困難となっておりますので交換するための費用を環境整備負担金として計上いたすものです。終わります。

### 〇農業委員会事務局長(荒木達也君) 6款農林水産業費になります。

1項1目細目2事務局経費になります。1節報酬③非常勤職員報酬14万円の減及び8節旅費①費用弁償8,000円の減につきましては、農業委員改選時の候補者評価委員会の開催が必要なくなったため、その報酬と費用弁償を減額するものです。

4節共済費⑤雇用保険料1万4,000円の減につきましては、会計年度任用職員が雇用保険に該当しないため、 減額するものです。

10節需用費②消耗品費5万4,000円の増は、歳入で説明いたしました補助金の増額に伴い増額するものでございます。

同じく、10節④印刷製本費5,000円の増につきましては、農業委員会だより発行に伴う見積り聴取の結果、増額をお願いするものです。終わります。

〇農林振興課長(三浦靖幸君) 3目細目1農業振興対策事業費18節④補助交付金、園芸特産重点強化整備事業費 補助金5万円の減額ですが、確定によるものでございます。

4目細目1畜産振興事業費11節細節2ローダー点検手数料4万2,000円の増額ですが、土づくりセンターのローダー点検における特定自主検査代金及びオイルメンテナンスにおける不足分について増額するものでございます。

クリーニング代1,000円の増額は、牛乳普及キャンペーンに伴うのぼり旗のクリーニング代について増額する ものでございます。

18節細節 4 畜飼料高騰対策支援事業補助金2,040万円の増額ですが、飼料の高騰や燃料など生産コスト増加の中、農畜産物への価格転嫁がうまくなされておらず、畜産農家の経営は非常に厳しい状況となっており、そのため緊急的に飼料高騰対策として、乳牛・肥育牛1頭当たり5,000円、繁殖牛1頭当たり3,000円、養豚1頭当たり4,000円、養鶏1羽当たり100円の支援をするものでございます。

36ページ、37ページをお開きください。

5 目細目 2 農地整備事業10節細節 2 消耗品費 3 万2,000円と12節細節 1 農業経営高度化支援事業委託料 3 万4,000円の減額については、補助交付金に係る組替えになります。

促進計画変更支援業務委託料37万4,000円の減額については、業務確定による減額となります。

18節細節4多面的機能支払交付金111万2,000円の減額ですが、確定による減額となります。終わります。

- **〇生涯学習課長(阿部雅裕君)** 8 目細目 1 農村環境改善センター運営経費10節⑥修繕料19万2,000円の増額ですが、調理室の調理台の排水不良のため修繕が必要になったことから計上するものでございます。終わります。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) 17目細目1水田農業構造改革対策事業経費10節細節7賄い材料費75万円の増額ですが、昨年度から、涌谷町で生産された子実用トウモロコシを給餌した豚をブランド豚肉として、関東・関西圏において好評の中販売いたしました。今年度も同様にブランド展開を予定しており、その豚肉を1月からの学校給食・幼稚園給食に活用するための経費として計上するものでございます。

18節細節 4 畑地化促進事業補助金19万2,000円の増額ですが、畑地化促進事業は、国で水田を畑地化して、畑作物を本格的に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間継続的に支援を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間で調整や畑地化に伴う費用負担、土地改良区の地区除外決済金等などに要する経費を支援する補助金になります。涌谷町では今年度、補助対象面積として、7.5へクタールの畑地化を予定しております。今回の補助金については、そのうち0.5へクタール分の土地改良区除外の決済金の精算分として計上するものでございます。終わります。

### **○まちづくり推進課長(熱海 潤君)** 7款商工費でございます。

1項2目細目1商工業振興対策経費18節④補助交付金9万円の減額は、中小企業振興資金貸付保証料補給補助金の確定による減額でございます。

20節①貸付金100万円の減額は、歳入でも同額減額させていただいておりますが、当初では200万円の貸付けを 予定しておりましたが、100万円の貸付けで製造販売が終了したことから、減額するものです。参考までに、今 年度製造したはと麦茶については、おかげさまで完売しております。

次のページ、38ページ、39ページをお開きください。

3目細目11商工振興対策経費10節⑤光熱水費3万5,000円の増額は、年度末までに不足が見込まれることから増額をお願いするものでございます。

12節①委託料、箟岳観光道路支障木伐採業務委託料61万円は、箟岳山線にある桜の枯木を伐採しようとするものです。終わります。

### **〇建設課参事兼課長(小野伸二君)** 8款土木費になります。

2項1目細目3道路台帳整備事業費64万円の増額ですが、ウェルファムフーズ涌谷工場へのアクセス道路等整備した尾切線において、中下道橋の架け替え工事を行っております。その完成に伴い、橋梁台帳の整備を行う経費、並びに重複する路線の台帳整備を行うため増額するものです。

2 目細目 1 道路維持補修事業費で330万6,000円の増額ですが、8 節は会計年度任用職員の年度末までの見込みより減額するものです。

14節①工事請負費297万8,000円の増額ですが、町道侵入防止柵設置工事といたしまして、町道上涌谷上郡線におきまして、道路整備した際に旧道の一部を駐車スペースとなっている箇所がございまして、そのうちの1か所でその駐車スペース利用者がごみを捨てるということで、隣接者から苦情が出ておりました。そのため、駐車スペースを制限するための措置費用として238万6,000円の増額をお願いするものでございます。

次の交通安全施設整備工事でございますが、こちらは区画線、センターラインの設置工事になりますが、現在、 箟岳山線の火葬場付近でセンターラインを引く計画でございます。その工事に合わせまして、山頂部ですね、 上のほうになりますが、岩船という地区がございまして、その地区につきましてもセンターラインが消えてお り見えなくなっておりますので、そちらのセンターラインを設置する工事と合わせまして、石仏の周辺、特に 駐車枠見えなくなっておりますので、その駐車枠の区画線を引く費用として59万2,000円を増額するものでござ います。

次の17節備品購入費38万3,000円の増額は、草刈り用といたしまして、ハンマーナイフモアの購入費用分となります。現在あるハンマーモアにつきましては、平成24年度に購入しておりまして、なかなか点検あるいは整備しても、ちょっとなかなか部品等も入らないということで、新規に購入費用としてお願いするものでございます。

次の3目細目1道路新設改良事業費で1,001万2,000円の増額ですが、14節工事請負費では、過疎債を活用いた しまして、圃場整備事業で出ました旧製品を利用しまして、水路の改良工事、導水路の部分に製品を入れる工事2か所分といたしまして800万円の増額、また、道路改良分といたしましては、大谷地線の道路改良工事の附帯工事として200万円をお願いするものでございます。 次の16節公有財産購入費1万2,000円につきましては、町道箟岳山線の太田川になります県道河南築舘線の交差部分ですが、今回、県道の道路管理に向けた用地測量におきまして、町道の一部が民有地になっておりました。その部分につきまして、その土地の購入費用といたしまして1万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページ、40ページ、41ページをお開き願います。

3項2目細目1公園管理経費で30万円の増額ですが、12節委託料で、中央公園内の植栽の一部が電線や道路資機材にかぶさってきているので、枝等の伐採費用に係る費用としてお願いするものでございます。

4項1目細目1公営住宅管理経費で251万9,000円の増額でございますが、10節修繕料で、町営住宅の消防設備 点検におきまして、非常警報設備に不具合が見つかったことから、その交換費用分と、住宅の入居者が退去時 に係る修繕の費用を合わせまして、251万9,000円をお願いするものでございます。終わります。

- ○総務課参事兼課長(高橋 貢君) 9款1項2目細目11非常備消防経費11節②公用車点検手数料8万8,000円の増、③公用車保険料1万5,000円の増、26節①公用車重量税2万5,000円につきましては、今回、日本消防協会から、令和5年度の事業といたしまして消防車両の無償貸与が決定したところでございます。今回、車種等について連絡がありまして、SUV型の車両が予定され、年度内に貸与が行われる予定となったことから、登録に必要な予算措置を行うものでございます。終わります。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) 10款教育費でございます。

1項2目事務局費につきましては、スクールバス運行経費に過疎対策事業債を充てたことによる財源の組替え となっております。

2項1目細目2小学校管理経費、次のページ、42、43ページをお開き願います。

10節需用費⑥修繕料36万4,000円の増額につきましては、月将館小学校の給食用保冷庫、同じく月将館小学校のガス漏れ警報機の修繕のほか、今後の小学校3校の修繕見込み費用につきまして、増額をお願いするものでございます。

12節委託料、医療的ケア児訪問看護委託料56万4,000円の増額につきましては、訪問看護回数の増、また、緊急時の訪問看護委託を追加しましたことから、増額をお願いするものでございます。現在、涌谷第一小学校1年生の障害をお持ちの児童1名に対しまして、涌谷町訪問看護ステーション、それから小牛田訪問看護ステーションの二つの事業所と契約しまして、1日2回の訪問看護による医療的ケアを日替わりで行っているところでございます。

次の14節工事請負費、月将館小屋上高架タンク改修工事35万6,000円の増額につきましては、屋上にあります 高架水槽の凍結防止装置の改修を行うものでございます。

続きまして、2目細目1小学校教育振興経費10節需用費④印刷製本費2万3,000円の増額につきましては、各小学校の卒業証書の印刷代につきまして、当初見込みより値上がりしましたことから、増額をお願いするものでございます。

11節役務費②手数料10万円の増額につきましては、コピー機プリント料の年度末までの不足見込み分につきまして、増額をお願いするものでございます。

17節備品購入費5万4,000円の増額につきましては、月将館小学校の体育授業用備品等を購入しようとするも

のでございます。

続きまして、3項1目細目2中学校管理経費10節需用費⑥修繕料32万9,000円の増額につきましては、消防設備点検で指摘のありました非常用放送設備の修繕、また、不具合が生じております除雪機の修繕を行おうとするものでございます。

12節委託料82万円の増額につきましては、中学校に隣接しております民家に張り出している支障木につきまして、伐採業務委託をお願いするものでございます。

続きまして、細目4中学校施設整備費14節工事請負費、プール改修工事で1,011万4,000円の増額につきましては、塗装の剥離等により現在使用できない状態となっております中学校のプールにつきまして、塗装等の改修を行い、来年度プール事業を実施できるよう整備しようとするものでございます。終わります。

 $\bigcirc$ 生涯学習課長(阿部雅裕君) 44ページ、45ページをお開きください。

5項2目細目2公民館運営経費8節②普通旅費1万6,000円の減額につきましては、宮城県公民館大会の参加 旅費として計上しておりましたが、東北地区社会教育大会と合同で仙台市にて開催され、社会教育事務経費の 普通旅費で支出したため、減額となるものです。

10節⑥修繕料30万円につきましては、公民館における漏水修理の費用、11節②手数料4,000円の増額につきましては、公民館にある冷蔵庫の廃棄物手数料として計上するものでございます。

6項1目細目2保健体育事務経費になります。

46ページ、47ページをお開きください。

6項1目細目2、保健、失礼しました。7節②記念品2万円の減額につきましては、町民ゴルフ大会の記念品代として措置しておりましたが、実行委員会で今年度は開催しないこととなったことから、減額するものです。18節④補助交付金、全国大会等出場補助金5万6,000円につきましては、7月31日に東京都で行われました第51回日本リトルシニア日本選手権大会に2名出場されましたので、要綱に基づき交付するものでございます。終わります。

○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) 細目2給食センター運営経費10節需用費⑥修繕料46万2,000 円の増額につきましては、2台ありますボイラーのうち、不具合が生じております2号ボイラーの配管につきまして、修繕を行おうとするものでございます。

⑦賄い材料費188万2,000円の増額につきましては、昨今の物価高騰に伴う年度末までの食材等の不足見込み分につきまして増額し、安定した学校給食の提供を図ろうとするものです。

14節①工事請負費、下処理室等空調設備更新工事759万4,000円の増額でございますが、平成13年のセンター開設時に設置いたしました給食センター下処理室、また、サラダ室のエアコン3基につきまして、更新しようとするものでございます。終わります。

- ○生涯学習課長(阿部雅裕君) 3目細目1体育施設管理経費10節⑥修繕料110万円の増額につきましては、B&G海洋センター体育館の玄関の扉、同じく体育館の器具庫の扉、そして涌谷スタジアムのスコアボードの扉が破損していることから、修繕をするものとして計上しております。終わります。
- 〇町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) 11款災害復旧費 4 項 2 目衛生施設災害復旧費細目 1、12節①委託料、医療福祉センター災害復旧工事監理業務委託料12万円の減額

は、契約差金となります。終わります。

○議長(後藤洋一君) 以上で説明が終了いたしました。

休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(後藤洋一君) 再開します。

これより質疑を行います。

初めに、人件費全般について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

- ○議長(後藤洋一君) 次に、5ページ、第2表債務負担行為補正について質疑ございませんか。5番稲葉 定君。
- ○5番(稲葉 定君) 債務負担行為のことについて、ご質問を申し上げます。

この表の3行目ですか、放射能汚染廃棄物処理事業、これについて質問します。

これは何かこの間全員協議会で説明されたときは、実際に行うのは7月だとか聞いたんですけれども、何でここで債務負担行為、計上しなきゃいけないのか。何か理由があるのか、それをお聴きします。

それから、そのとき処理する業者はどこのどなたなのか。あと放射能濃度をそのときの事業者が測定するということだったんですけれども、それは誰なのか。信頼できる手法というか、そういったことで行うのか。それで、7月ぐらいだと言ったんだけれども、その処理月日も公開してほしいんですが。1問目、最初質問します。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) お答えいたします。

今回、債務負担行為に上げた理由でございますが、昨年度も混焼及びすき込みにつきましては、12月補正でお願いしているところでございます。今回も同じように4月前までに準備を行わなきゃならないために今回お願いするもので、混焼につきましては、4月の当初から混焼を行う予定でございますので、その前の3月には業者を決定しておかなければ、4月からの混焼ができないという理由でございます。

また、すき込みにつきましても、春の早々に準備を行う予定をしておりまして、地権者さんと今調整をしている最中でございますので、その観点から早めに行うということです。

また、県外事業のほうの7月から県外の搬出を考えておりますが、その以前に、全協でもお話ししたとおり、 一時引渡し場所までの業務がございます。そのため、その以前に引渡しに係る準備作業が必要なため、3月中 には契約作業が必要と判断したことから、今回の負担行為となるものでございます。

もう1点、どこの業者なのかという部分でございますが、その件に関しましては、県外の事業者さんとの条件 の面で非公表ということを前提としておりますので、その部分につきましてはお話できないということでござ います

もう1点、誰が測定をするのかという部分でございますが、これにつきましては、涌谷町、当町の職員及び県

の職員、県のほうにもお願いをして一緒に測定をする予定と、今、予定することで調整をしているところでご ざいます。

以上でございます。

処理につきましては、現在調整中ではございますが、その量、運搬の状況により、その県外事業者さんと調整 の上、7月をめどに開始を予定しているところでございます。終わります。

### 〇議長(後藤洋一君) 5番稲葉 定君。

○5番(稲葉 定君) 何で公表を拒むのか、私には分からないんですけれども、相手の事業者がそう言うんだということであって、それをうのみにするということは、相手の、そして全員協議会で相手の自治体だの、大崎市だの、美里町だのに迷惑をかけると言うんだけれども、もっと考えなければいけないのは、この事業者の周りに住民がいるはずだと恐らく。その住民に、放射能肺炎だったり、灰だったりの害が及ぶ可能性があるわけ。誰がそういったことの健康被害なんか起きないような検証をするんだと。公表しないだって、誰もそれ検証できないじゃないですか。誰がこの身の安全を担保するんだか。

これ原発政策、いつもそういうこと、身勝手な、勝手な、国も県もいろいろな原子力発電所もみんな身勝手な ことを言うんだけれども、もしかしたらその業者は法に触れることをやっているかもしれないんです。どうや ってそれ検証するんですか。

先ほども言ったように、肺炎、煙だの、灰だのの安全かどうかって、どうやって検証するんですか。そういうことを闇に葬る方法だと私はそう思うんですけれども、町長の責任ある答弁を求めたいんですけれども、どうでしょうか。

### 〇議長(後藤洋一君) 町長。

○町長(遠藤釈雄君) 8,000ベクレル以上のものは、絶対法的には処理できない。ですから、今回は8,000ベクレル以下に対しての処理でございますので、それが県外の事業者が引き受けてくれるというところがあったということでありますので、それはその業者にお願いしたいと。ただ、その業者さん、あるいはどこに持っていくか分かりませんけれども、それに対して公表すると、いわゆる風評被害がある。そういうことでありますので、公表しないということでございます。

### 〇議長(後藤洋一君) 5番稲葉 定君。

○5番(稲葉 定君) 8,000ベクレル未満といったって、現在、我々のこの大崎市のクリーンセンターで混焼しているんだけれども、混焼しているよりも、ずっと濃度の高い煙、灰が出る可能性があるんじゃないですか。混焼だったら、もっといろいろものを混ぜて少しずつしか燃やしてないんだから。どういうふうに燃やすか、分かりゃしないんです。その8,000ベクレル以下であっても、結果的に物すごい量の放射能濃度になる可能性ってあるんじゃないですか。それを誰が、誰がどうやって検証してこの安全を証明するんですか。それ、全然闇の中になったら全然分からないですよ。

やはりその県外処理というのだったら、私は浪江町近くに運べと最初の事故直後から主張していたんだけれども、結局県外処理して燃やすんだったら、最初から浪江町の近くにいっぱいもう100年も住めないという土地がいっぱいあるのに、何でそこに持っていくの。これ、やはり原発政策という国の方針だからそれにのっとってるんだとは思うんだけれども、私には全くそれが理解できない。

とにかくどうやって住民の安全という、そこの住民、涌谷町の住民がなくなって安全だったらいい。私はすごい望んでいますよ。すぐここから処理してほしいと。だけれども、ほかの人に被害を与えて涌谷町の住民がよくなったからって、全然喜べないです。それはどうなんですか。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 安全の確認についてでございますが、焼却方法につきましては、焼却方法の具体的な案を申しますと業者の特定につながるため、申し訳ない、申すことはできない状況ではございますが、実際のところ8,000ベクレル以下に減衰したものを燃やすことになりますので、一般廃棄物と同様の処理を行います。ただし、今回の処理の現実的に放射能で汚染された物質だということの観点から、その部分の管理はきちっと行っている旨につきましては確認をしておりますし、その状況についても確認しておるところではございます。その中で県外の事業者さんにお願いをし、また、その影響についてもお知らせをいただくことになっておりますので、その点、周りの住民の方々には迷惑ないものという形で考えているところでございます。終わります。
- ○議長(後藤洋一君) ほかに。9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) 債務負担行為ということで、農林業系汚染廃棄物の事業につきまして、前者もちょっと話、質疑していますけれども、73トンの対象の稲わら、今は8,000ベクレル以上というふうになっていますけれども、今、それが減衰しているかどうか、どのぐらい減衰しているかどうかというのはどうなの。分からないのか、測ってみなきゃ分からないということで、一応73トンを対象に計画には載っていますけれども、それを測定した事実はどうなのか。

あと、この事業は宮城県の事業として、業者の契約は宮城県がやるんだと思うんですけれども、対象業者の選 定は全て宮城県が行っているのかどうか、お聴きしたいと思います。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 今回見込むものにつきましては73トンでございまして、そちらにつきましては議会資料の5ページに書いてあるとおりでございます。また、測定の結果でございますが、今後測定をする予定でございます。現在73トンの数値につきましては、以前に測定したものの減衰値、減衰計画というか、減衰の見込みにより推定を行っておりまして、その数値により約8,000ベクレルの前後になるものという形で想定しておりまして、その数量として73トンでございます。

契約につきましては、宮城県ではなく、涌谷町が行います。今回宮城県さんのほうから情報提供をいただき、 涌谷町と県外事業者と調整を行い、涌谷町が決定するという形になりまして、その部分につきましては、涌谷 町がその県外事業者さんと契約を行う形で進めていく予定でございます。終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- **〇9番(杉浦謙一君)** 73トンのもの、汚染稲わらが、やってみないと分からないという、結局は測ってみないと 分からないということなんですよね。

今の時点で何で、確かに保管農家の負担を軽減するということは以前から話があって、ただ、この8,000ベクレルを超えるものはやはり国が責任を持って処理しなきゃいけないという事態になるはずなのに、依然として結局町が結局負担、財政的にも人の配置についても結局やらなきゃいけないところがあるし、あとその業者に

関しても、宮城県が紹介する、直接は涌谷町、町が契約するということですけれども、結局先ほどどこに持っていくかも分からないようなものが、業者から涌谷町に情報は提供されるものの、実際に焼却をしているどこかの県のどこかの自治体が、何の情報もないまま、秘密の中で焼却しているということになれば、これは逆の立場で言えば、涌谷町の焼却、東部クリーンセンターに県外から持ち込まれて、何か知らないうちに燃やされているというような逆の立場にすれば、私たちは子供も含めて健康被害のことを懸念するわけですから、やはり逆の立場であったら、これはあっちゃいけないもんじゃないかなと私は思うんですけれども、県が結局紹介をした業者に、情報は提供されるもの、地域住民にはその当事者の周辺の、本当に焼却している自治体には結局知らされないまま燃やしているということが、実際の現実じゃないんですか。そうじゃないんですか。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- **〇農林振興課長(三浦靖幸君)** まず、県のほうから紹介されたというよりは、情報提供をいただいたということ でございます。

また、もう1点につきましては、今回の8,000ベクレル以下の一般廃棄物といえど、県外、町村から出す部分につきましては、当然自治体間同士の協議が必要になっております。その上につきましても、当然今回、来年、令和6年度に事業実施の旨、その関係自治体のほうには了解を、内諾を得ているというような状況でございますし、また、先ほど申し上げましたとおり、これまでの事業者さんの住民への対応、その情報提供がきちっと行った上で行われているからこそ、自治体さんからも内諾を得たものというふうに考えておるところでございます。終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) 自治体間の協議、情報提供はあるのかもしれませんけれども、実際問題、涌谷町は実際に保管農家も公表しているというか、秘密にはしていないし、実際には混焼しているという事実はありますし、だけれども今回のこの事業は、実際ブラックボックスの中で結局燃やすと、焼却するという事態の中で、やはり相手住民に対する情報がないというのは、向こうの自治体さんの問題もあるのかもしれませんけれども、その点ではそんな事業でいいのかというのはちょっと考えるんですけれども。それはやはりこの問題は涌谷町だけの問題ではなくて、ほかに自治体によっては8,000ベクレル以上、まず8,000ベクレル以下のもありますけれども、そういった点では今後広がってしまうんじゃないかなと思うんですけれども、どうですか。

やはり73トンは処分しなきゃいけないというのは分かっているんですけれども、やはり国にもう少し話をしなきゃいけないものではないのかと。今残っている、例えば測って、73トンを測ってみて、超えるものと超えないもの、8,000ベクレル超えるのと超えないのとあるわけですから、その点に対してもそのまましておくわけにはいかないんじゃないのかなと思うんだけれども、どうですかね。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) 今回の事業につきまして、当然73トンにつきましては、きちっと8,000ベクレル 以下というものを確認した上で行い、なおかつきちっとしたもの、きちっとした管理が、涌谷町若しくは県の ほうの加速化事業補助金上できちっと行った上で行うことが前提となっておりますので、その部分を崩すこと が一番大変なことになりますので、その部分は厳しい管理の下で行いたいというふうに考えておりますし、ま た、今回73トンになるか分かりませんが、それ以外の部分につきましては、当然ながら国の責任において管理

していただくという前提は崩しておりません。その部分につきましては、当然ながら、残った部分に関しても きちっと管理をする上で、要求はしていきたいと思っておりますが、今回の事業につきましては、そのめどが 立たない中で、農家の負担の軽減のため今回判断した事業でございますので、きちっと厳しい管理の下、事業 を実施していきたいというふうに考えております。その上でご理解をお願いしたいと考えておるところでござ います。終わります。

○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) それでは、次に歳入に入ります。失礼しました。

次に、6ページ、第3表地方債補正について質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) それでは、歳入に入ります。

歳入は一括質疑となりますが、23款町債は省略いたします。

10ページ、1款町税から17ページ、22款諸収入までについて質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 次に、歳出に入ります。

歳出は、款項を追っての質疑となります。

20ページから21ページまで、1款議会費1項議会費。

[「なし」と言う人あり]

O議長(後藤洋一君) 20ページから23ページまで、2款総務費1項総務管理費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 22ページから25ページまで、2項徴税費、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(後藤洋一君) 24ページから25ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 同じく24ページから25ページまで、6項監査委員費。

[「なし」と言う人あり]

**〇議長(後藤洋一君)** 24ページから27ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 28ページから31ページまで、2項児童福祉費。

[「なし」と言う人あり]

- 〇議長(後藤洋一君) 30ページから31ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。5番稲葉 定君。
- ○5番(稲葉 定君) 先ほど一緒に質問すればよかったんだけれども、この放射能汚染廃棄物、30、31ページの下段のほうですけれども、放射能汚染廃棄物対策経費ですき込みですが、この事業、恐らく農業公社に委託しているんだと思うんですけれども、それを引き受けている農家から聴いたら、うちの仕事に支障があるような方法でやるんだと言って、本当個別に振興課に行って言えばよかったことだったんだけれども、忙しくてすみ

ません、ここで尋ねます。

そういったことで、支障あるような方法なんだということで、町から申入れして少し農家の実情を酌んでやっていただきたいなと私は思ったので、どうでしょうか。

- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- ○農林振興課長(三浦靖幸君) ご意見ありがとうございます。

現に、現在地権者さんと調整をしておりまして、当初予定より時期がずれたことで、やり方について多少の誤差、私どもの委託内容と認識違いがあったということの中で、今年度、事業実施時期が少しずれたという部分がご迷惑をかけておるところでございます。その中で、委託業者、農業公社さんと併せ、地権者さんとお話合いを行いまして、今年度の事業を行います。

また、その部分の調整がうまくいかなかったことから、今年度120トンを予定しておいたところが来年度に回すという決定もしておりまして、その部分につきましては、今後、地権者さんとの話合いをきちっとしながら、協力者の方ときちっと話をしながら、影響のないように事業を実施していく方向で考えておりますので、その辺は十分注意してまいりたいと思っております。終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) 5番稲葉 定君。
- ○5番(稲葉 定君) 今の課長で納得はできたんだけれども、やはりせっかく好意ですき込みを協力していただいている農家なので、トラブルにはなっていないと思うんですけれども、十分その辺配慮しながら進めてください。私は焼却とかは反対ですけれども、そういった農家とのトラブルは避けてください。お願いします。
- 〇議長(後藤洋一君) 農林振興課長。
- 〇農林振興課長(三浦靖幸君) ありがとうございます。

何かございましたら、ぜひご意見のほうをいただきまして、できるだけ協力農家さんにはご迷惑かけないよう に実施してまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

次に入ります。

30ページから33ページまで、2項清掃費。

[「なし」と言う人あり]

- 〇議長(後藤洋一君) 32ページから35ページまで、4項医療福祉センター費。6番只野 順君。
- ○6番(只野順君) 研修館、健康パーク経費なんですが、健康の丘の改修工事の設計業務委託料で76万のマイナスになっておりますけれども、これ委託というか、設計業務の段階でこの金額の差額というのは大き過ぎるんじゃないかなと思いますけれども、その辺の件について、もう一回教えてください。
- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- ○町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) 入札の差額になって おりますので、ちょっと大き過ぎると言われましても、このような結果になっております。
- ○議長(後藤洋一君) よろしいですか。7番伊藤雅一君。
- **〇7番(伊藤雅一君)** 35ページ、畜産振興事業費、これは……。

○議長(後藤洋一君) まだです。7番、まだです。次に入りますから。農林振興に入ったら。これ、まだ医療福祉センター費ですから。その後に質問お願いします。はい、後で今入りますから。はい。

ほかにございませんか。1番黒澤 朗君。

- ○1番(黒澤 朗君) 33ページの研修館健康パーク費でございますけれども、13の使用料及び賃借料のところで、トレーニングマシンのリース料ということで84万とありますけれども、現在、そのトレーニングマーンの指導者というか、そういうのはいらっしゃるのか、お聴きしたいと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- 〇町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) トレーニングマシン のリース料 8 万4,000円のところでのご質問でございますけれども、指導者は置いておりません。
- ○議長(後藤洋一君) 1番黒澤 朗君。挙手してください。はい、どうぞ。
- ○1番(黒澤 朗君) すみませんでした。

数年前、3年前になりますけれども、私がちょうど研修館におったときに、子供たちが勝手にトレーニングマシンを何かダンベルか何かのやつをやって、片側外してはね上がって、唇にぶつかって血を出したんですね。それで町内の病院に乗っけていって、2針縫ったということもあるんで、そういう危険が及ぶようなトレーニングマシンもあるので、使い方によっては。やはり指導者というか、管理者がいたほうがよろしいのではないかなと。今後運営していくに当たって、その辺を、研修館としての業務を考えていただきたいんですけれども、そういう考えは今後ございますか。

- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- ○町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) ありがとうございます。大変事故があったということで、申し訳なく思っております。

この研修館の施設なんですけれども、新しい管理者になりまして、いろいろ考えているようではございますけれども、今議員おっしゃったように、常時トレーナーを置いてやれば、非常に私もいいかなというふうに思いますし、ぜひそうやってみんなが使うような施設になってもらえばいいなというふうに思いますが、一方で、やはりそれには指定管理料を上げることが必要となってくると思っております。そのあたりのいいところを検討しながら、使いやすい施設を目指していきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(後藤洋一君) よろしいですか。1番黒澤 朗君。
- **〇1番(黒澤 朗君)** 今後、町民の健康増進のためにそういう施設になるようによろしくお願いいたします。以上です。
- **○議長(後藤洋一君)** もう一度お願いします。副センター長。
- ○町民医療福祉副センター所長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) そうですね、公共施設としての在り方を考えながら、民間とのすみ分けをしながら、今後も町民の方に使用していただけるような施設を目指していきたいと思います。ご意見ありがとうございます。
- ○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

次に入ります。

34ページから37ページまで、6款農林水産業費1項農業費。7番伊藤雅一君。

- **〇7番(伊藤雅一君)** 35ページの右側のところですが、家畜飼料対策事業支援補助金というのがありますが、この内容をお聞かせいただきたいと思います。
- **〇議長(後藤洋一君)** 先ほど課長がきちっと説明したんですが、もう一度説明を受けますか。農林振興課長。
- **〇農林振興課長(三浦靖幸君)** 大変申し訳ございませんでした。声のほうががらがらで聴き取れなかった部分も ございますが、もう一度説明させていただきます。

これの家畜飼料高騰対策支援事業費補助金につきましては、現在、飼料の高騰や燃料など、生産コストの増加の中、農畜産物への価格転嫁がうまくなされておらず、畜産農家の経営は非常に厳しい状況となっております。 そのため、緊急的に飼料高騰対策として支援するものでございます。支援の内容としましては、乳牛。肥育牛1頭当たり5,000円、繁殖牛1頭当たり3,000円、養豚1頭当たり4,000円、養鶏1羽当たり100円の支援を予定しておるところでございます。終わります。

○議長(後藤洋一君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにございませんか。 [「なし」と言う人あり]

〇議長(後藤洋一君) 次に入ります。

36ページから39ページまで、7款商工費1項商工費。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 38ページから39ページまで、8款土木費2項道路橋梁費。ございませんか。 [「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 40ページから41ページまで、3項都市計画費。ございませんか。 [「なし」と言う人あり]

**○議長(後藤洋一君)** 同じく40ページから41ページまで、4項住宅費。

〔「なし」と言う人あり〕

O議長(後藤洋一君) 同じく40ページから41ページまで、9 款消防費 1 項消防費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 40ページから43ページまで、10款教育費2項小学校費。

[「なし」と言う人あり]

- **〇議長(後藤洋一君)** 42ページから43ページまで、3項中学校費。9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) 中学校管理経費の委託料、支障木伐採業務委託料で82万の増額でありましたけれども、この強風とか、災害というのは雨、台風、風が強いときですと、やはり木も大分老木も多いので、また、たびたび何かふさいで倒れたりなんかするということがちょっと聞いたことあるんですけれども、この場所はどこの場所、どういう、町の場所なのか、町有地なのか、ちょっと分かりにくいところかもしれませんけれども、ちょっと詳しく教えていただければと思います。
- 〇議長(後藤洋一君) 教育総務課長。
- **〇教育総務課長兼給食センター所長(内藤 売君)** それでは、お答えいたします。

今回伐採しようとします樹木につきましては、中学校の正門のすぐ左手にあるシラカシ等の7本の樹木になる

んですけれども、あそこの正門の左手にある民家のほうにちょっと枝が張り出しているということで、やはり 落ち葉ですとか、そういったものが民家のほうに支障出ているということでの今回伐採というふうになります。

- 〇議長(後藤洋一君) 9番杉浦謙一君。
- ○9番(杉浦謙一君) 内容は分かりました。以前は伐採というか、倒れたりなんかして、大分地域の方が最終的には処分をしたということは聞いておるんですけれども、あそこもなかなか大変な木が生い茂っていますから、そういう点ではまたこの事業、今回80万つけましたけれども、また引き続き何か起きる可能性はあると思うのでね。引き続きそのときには対応できれば、そういった予算をつけていただければありがたいのかなと思っていますけれども、その予算のつけ方というのはいかがでしょうか。
- 〇議長(後藤洋一君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長兼給食センター所長(内藤 亮君) 支障木につきまして、は涌谷中学校なら、ほかの学校でもかなり大木となっていましたり、あとは枯れてきている木もございますので、その都度学校と確認を取りながら、順次、緊急に対応が必要な場所から予算のほうをお願いしまして、対応してまいりたいと考えております。
- 〇議長(後藤洋一君) よろしいですか。(「はい」の声あり)

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 42ページから45ページまで、4項幼稚園費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 44ページから45ページまで、5項社会教育費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 44ページから47ページまで、6項保健体育費。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 46ページから47ページまで、11款災害復旧費4項厚生労働施設災害復旧費。ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。5番稲葉 定君。討論。賛成ですか、反対ですか。(「反対です」の声あり)はい。お願いします。反対討論をお願いします。

○5番(稲葉 定君) 補正予算のことについてはおおむね納得できるんですけれども、先ほど債務負担行為で質問したことが反対の理由なんですけれども、この自分勝手なことこの上ない事業を私はどうしても受け入れることはできないということです。涌谷町の農家の負担軽減、私も心からの願いでありますが、他地域の住民の新たな放射能被ばくが考えられる方法は、悪魔の選択というにふうにしか私には思えません。涌谷町のこの負担軽減を人質にしてこういう手法をするなど、私には理解の限界を超えています。

そもそもこの問題は、涌谷町の中で意見の違い云々で議論するより先に、県の原子力政策の論理破綻が先にあり、政府のありもしない原子力の安全神話の破綻が根底にあります。原発の事故などあり得ないとするかつての政府答弁が東電の間違った対策となり、想定外という逃げ口上の言い訳がさも許される口実とする風潮は、

支配される空気が我々の周りにはびこっています。そのような人たちが今回の真正面から事実の評価をすることなく、県や国の思惑に乗せられて住民の健康被害を考えないとんでもない計画を考える時代となっています。

町長は涌谷町の住民を被害から守る使命を持っているんですけれども、他自治体の住民の健康被害であっても、 健康被害が起きる可能性のある処理方法は絶対選択すべきではありません。それをしたら、人道上という大き なハードルも無視した悪魔の選択、先ほども申しました悪魔の選択ということになってしまいます。大崎の他 市町のことは私には言及する立場にはありませんが、涌谷町のことは何度でも訴えることができることが私の 責務であります。だから、処理の事業所のことを公表できない、内容を公表できないなどは、そのことを追跡 して調査などが必要なのに、覆い隠すことができないのであります。

質疑から浮かんだ論理破綻は、これを中止する以外の方法はないと考え、この議案には反対をいたします。

○議長(後藤洋一君) ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(後藤洋一君) 起立多数であります。よって、議案第80号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(後藤洋一君) 日程第11、議案第81号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(遠藤釈雄君)** 議案第81号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ850万6,000円を増額し、総額を21億156万9,000円にいたそうとする ものでございます。

主な内容でございますが、歳入につきましては、年度末までの収入見込みによる国民健康保険税の減額でございます。

歳出につきましては、保険給付費の年度末までの見込みにより増額を措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(高橋 貢君) では、私のほうから、議案第81号 涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補 正予算(第4号)に係ります人件費について説明させていただきます。

補正予算書の14ページ、15ページをご覧ください。

給与費明細書、一般職でございますが、こちらにつきましては正規職員と会計年度を合わせたものとなってお

りますので、次のページ、ア、会計年度任用職員以外の職員でご覧ください。

15ページ、比較の欄をご覧いただきまして、職員手当で15万2,000円の増額となっております。内訳といたしましては下の欄、時間外勤務手当15万1,000円につきましては、今後の事業の見込みについて計上するものでございます。

次のページ、イの会計年度任用職員については変更がございませんので、説明を終わります。

続いて歳入となりますので、6ページをお開きください。

- 〇議長(後藤洋一君) 木村課長。
- **〇健康課長(木村 治君)** その前に、2ページ、3ページ、ちょっとお開き願いたいと思います。

3ページのほうの第2表債務負担行為の補正の追加になります。

こちらの3件とも、一般会計で説明された内容と同様になりますが、国保会計では、健康管理センター使用分として案分された限度額をそれぞれ計上したものでございます。

1点目が、保安警備等業務委託料は549万7,000円、設備機器等維持管理業務委託料は68万3,000円、電話交換業務委託料は14万6,000円を限度額とし、債務負担行為を行うものでございます。

それでは、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

- ○税務課参事兼課長(紺野 哲君) それでは、1款国民健康保険税、総額2,802万円の減額です。内訳でございますが、まず、現年課税分については、1項1目1節医療給付費現年課税分①特別徴収分については、特別徴収者の所得状況等に伴う調定見込みにより、100万円の増額となります。
  - ②普通徴収分で1,430万円の減額、3節②後期高齢者支援金分の普通徴収分で540万の減額、5節①介護納付金分の現年課税分では、200万円の減額となりました。

こちらにつきましては、国保税制度改正といたしまして、5割、2割軽減の軽減判定基準が引き上げられましたこと、それから町独自の軽減策といたしまして、18歳までの均等割額を減額したことによる影響でございます。

滞納繰越分の2節、4節、6節、合わせまして732万円の減額ですが、いずれも年度末までの見込みということで、一般会計の町税と同様に、当初予算編成時に見込んだ額よりも未収繰越額が少なくなったことから、それぞれ減額するものでございます。終わります。

〇健康課長(木村 治君) 3 款国庫支出金①出産・育児一時金臨時補助金 3 万3,000円の増額につきましては、 令和 5 年度の出産・育児一時金の引上げに伴い、令和 5 年度は 1 件当たり約4,000円の追加補助を受けるもので ございます。

4款県支出金、次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。

①普通交付金799万4,000円の増額につきましては、歳出で計上しております高額療養費の年度末までの見込み増に伴い、今回増額するものでございます。なお、普通交付金につきましては、保険給付費に要した費用を県から全額交付されるため、歳出とは整合性を図っているところでございます。

6 款繰入金①財政調整基金繰入金2,849万9,000円の増額につきましては、今回の補正に伴い財源調整するものでございます。12月補正後の基金残高につきましては、6億3,597万4,000円、6億3,597万4,000円となります。

それでは、次に歳出になります。

10ページ、11ページをお開き願います。

2 款保険給付費細目 1 審査支払手数料15万9,000円の増額及びその下の一般被保険者高額療養費783万5,000円の増額につきましては、年度末までの見込みにより増額するものでございます。なお、歳入においても説明いたしましたが、保険給付費に要した費用については、県から普通交付金として全額交付されるものでございます。

6項の出産育児諸費については、財源調整を行ったものでございます。

8款諸支出金、次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。

細目11 償還金36万1,000円の増額につきましては、令和4年度の特定健康診査等の国県負担金で、実績に基づき返還するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

#### ◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第12、議案第82号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第82号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ2,079万円を増額し、総額を19億4,363万6,000円にいたそうとする ものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費の年度末までの見込みによる増額及び介護報酬改定に伴うシステム改修 費の増額を措置するものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- 〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君) では、私のほうから、議案第82号 涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の人件費について説明させていただきます。

予算書につきましては、16ページ、17ページとなります。

16ページ、給与費明細書でございますが、一般職、総括でございます。こちらにつきましては正規職員と会計 年度任用職員を合わせたものとなりますので、次のページ、17ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員をご 覧いただければと思います。

正規職員となりますが、給与費の中で、職員手当で22万円の増額でございますが、今後の見込みにより時間外 手当として増額するものでございます。

次のページ、イ、会計年度任用職員につきまして、共済費で増額になりますのは、今後の見込みにより増額するものでございます。

下の欄、(2) その他給与費明細に含まれない人件費といたしまして、退職手当負担金の3万3,000円の増、 児童手当におきまして24万円の減額につきましては、それぞれ今後の見込みにより計上するものでございます。 続いて歳入となりますので、6ページをお開きください。

○健康課長(木村 治君) それでは、歳入のほうから説明いたします。

3款国庫支出金1項1目①現年度分11万円の増額及び2項1目①現年度分630万6,000円の増額、その下、2目 ①現年度分4万5,000円の減額につきましては、歳出で計上しております介護給付費及び地域支援事業費の今後 の見込みにより、国の法定負担割合分について増減するものでございます。増減の要因につきましては、歳出 で説明いたします。

次に、3目①介護保険システム改修事業補助金170万円の増額につきましては、一般会計においても説明いたしましたが、現在、第9期介護保険事業計画を策定中でありますが、今後予定しております制度改正及び介護報酬改定に伴い、システム改修を予定しております。その国庫補助金を計上するものでございます。なお、国庫補助の割合につきましては、人口規模に応じて170万円が限度となっているところでございます。

次に、4款県支出金1項①現年度分291万5,000円の増額及び2項①現年度分2万2,000円の減額、その下、5 款支払基金交付金①現年度分251万3,000円の増額につきましては、国庫支出金と同様に、介護給付費及び地域 支援事業費の今後の見込みにより、県及び支払基金の法定負担割合分について増減するものでございます。

次に、7款繰入金、次の8ページ、9ページをお開き願います。

1目①現年度分116万3,000円の増額及び2目②その他地域支援事業費繰入22万2,000円の減額につきましては、 国県支出金と同様に、介護給付費及び地域支援事業費の今後の見込みにより、町の法定負担割合分について増 減するものでございます。

3目①職員給与費等繰入金22万円の増額及び②事務費繰入金595万2,000円の増額につきましては、職員人件費の変更及び介護保険システム改修業務委託料に係る町の負担割合について増額するものでございます。

次の10ページ、11ページをお開き願います。

次に、歳出のほうになります。

1款総務費細目2一般管理経費4節共済費5,000円の増額につきましては、職員の社会保険料の変更によるも

のです。

12節①委託料785万4,000円の増額につきましては、歳入においても説明いたしましたが、今後予定しております制度改正及び介護報酬改定に伴いシステム改修費を行うものでございます。

次に、4項細目1介護認定調査事務費20万7,000円の減額につきましては、会計年度任用職員の人件費の変更によるものでございます。

2 款保険給付費1項細目1居宅介護サービス等給付費827万5,000円の増額、及び次のページ、12ページ、13ページをお開き願います。

2項細目1介護予防サービス等給付費98万8,000円の増額、その下、3項細目1審査支払手数料4万,5000円の増額につきましては、9月末までの半年間の給付費等の実績を考慮し、今後の見込みとして増額を行うものでございます。

主な増額の要因でございますが、昨年度はコロナの感染拡大により介護サービスの利用控えもあって、給付費が減少しておりましたが、本年度については、コロナの感染症の影響が緩和されたことなどを受けて、特に居宅サービス及び施設利用の介護老人福祉施設が増加傾向であり、また、認定者数も若干伸びているような状況でございます。

次の4項高額介護サービス費につきましては、財源調整したものでございます。

4款基金積立金細目1介護保険給付基金積立金447万2,000円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございます。12月補正後の基金残高につきましては、2億9,492万2,000、2億9,492万2,000円ということになります。終わります。

○福祉課長(鈴木久美子君) 5款地域支援事業費でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。

3項2目細目2認知症総合支援事業費8節②普通旅費4万円の減額につきましては、東京での現地研修からウェブ研修への変更によるもの、また、18節③その他負担金7万8,000円の減額につきましては、県の負担分が確定したことにより、それぞれ減額いたすものです。

6 款諸支出金 3 項 1 目細目 1 重層的支援体制整備事業繰出金74万4,000円の減額につきましては、一般会計に おける重層事業経費の減額に伴い、繰出金を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長(後藤洋一君)** これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

〇議長(後藤洋一君) 再開します。

ここで、1時間延長いたします。

## ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第13、議案第83号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第83号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に資本的収入及び支出を400万円増額いたそうとするものでございます。

主な内容といたしましては、国の補助金が追加交付されることになったことから、箟岳中央地区処理施設改築 更新工事の令和6年度実施予定分の一部を前倒して実施するものとなっております。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(岩渕 明君)** それでは、議案第83号 令和5年度下水道事業会計補正予算(第1号)の説明を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました下水道事業会計の補正予算といたしまして、第2条は、予算第4条に定めた資本的収入を400万増額し、4億1,226万8,000円にいたし、資本的支出を同じく400万円増額し、5億5,126万円にいたそうとするものでございます。

なお、第4条本文括弧書きを「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,899万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,706万4,000円、過年度分損益勘定留保資金3,666万6,000円、当年度分損益勘定留保資金8,526万2,000円で補填するものとする。)」に改めるものでございます。

第3条は、予算第5条に定めた企業債限度額の補正で、今回の事業の財源といたしまして、下水道事業債(農集排分)を200万円増額し、4,500万円にいたそうとするものでございます。

続いて、4ページ、5ページをお開き願います。

今回の補正は、当初予算で計上し、現在施工中の農集排箟岳中央地区処理施設改築更新事業につきまして、国 庫補助金の追加配分が内示されたことから、令和6年度予定分の一部を前倒しし、事業の進捗を図るためのも のでございます。

工事内容といたしましては、箟岳中央地区農集排処理場に設置してございます電動弁等の機器類を更新いたそうとするものでございます。

4ページの予算書の上段、収入になりますが、3款1項1目30農集排1節建設改良債の200万円の増額及び6項1目30農集排1節国庫補助金200万円の増額は、今回の事業の財源として見込むものでございます。

次に、支出になります。

4款1項4目30農集排51節工事請負費を400万円増額いたそうとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和5年度涌谷町下水道事業会計補正予算 (第1号)は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第14、議案第84号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第84号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的収入におきまして、病院情報システム等の除却に伴い、除却費に含まれる補助金相当額を収益 化するため、長期前受金戻り入れを増額いたすものでございます。

収益的支出につきましては、原油高騰の影響により光熱水費等の経費を増額いたすとともに、病院情報システムの更新等に伴い、更新前の病院情報システム等の除却費を計上いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(後藤洋一君) 副センター長。

〇町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) それでは、議案第84号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正いたすものです。

次に、第3条において、債務負担行為を次の表のように定めるもので、内容は一般会計でご説明いたしました ので省略させていただきます。

補正の内容をご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開き願います。

収益的収入です。

1 款病院事業収益 2 項 2 目長期前受金戻入1,947万6,000円の増額は、3 節国庫補助金戻入から7 節その他長期前受金戻入まで、歳出における物品や工事に対する補助金の帳簿上の整理でそれぞれ増減いたすものです。

次に、収益的支出ですが、2款病院事業費用1項医業費用1目給与費は、組替えにより補正額はありませんが、 1節給与費は制度改正によるもので、平均1.3%の増、その他人事異動によるもの、昇給に伴うものを合わせて 89万2,000円の増額となります。

2節手当においては、常勤医の増員など人事異動によるもののほか、コロナ陽性者受入れ、対する特殊勤務手 当等の増額、合わせて1,418万8,000円の増額となります。

5節報酬,1182万円の減額は、常勤医増員に伴い、非常勤の応援医師が減少したことによるものです。

6節法定福利費326万円の減額は、人事異動等によるものです。

なお、給与費明細につきましては、予算書3ページから9ページまでに掲載しております。

3 目経費でございますが、5 節消耗品費226万8,000円の増額は、トナーやコピー用紙等の施設管理用消耗品費の年度末までの見込みによる増額となります。

7節光熱水費1,213万5,000円及び8節燃料費340万3,000円の増額は、原油価格高騰によるものでございます。 18節諸会費75万8,000円は、新任医師2名の遠田郡医師会費や国診協地域医療学会会費として増額いたすものです。

4目減価償却費3節器械備品減価償却費49万円の増額は、確定によるものです。

5 目資産減耗品費 2 節固定資産除却費1,679万7,000円の増額は、電子カルテや医療機器更新による除却費の確定となります。

6目研究研修費5節研究雑費75万9,000円の増額は、各種学会、研修会参加の増による費用を増額いたすものです。

なお、本補正予算の概要は、定例会資料 7ページに記載しております。

以上で説明を終わります。

**○議長(後藤洋一君)** これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計 補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第15、議案第85号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第85号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして、今後の見込みにより給与費を減額いたすとともに、原油高騰の影響により 燃料費などの経費等を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- 〇町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) 議案第85号 令和5年 度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出を次の表のように補正いたすものです。

次に、3条として、予算8条で定めた経費を次の表のように補正いたすものです。

第4条においては、債務負担行為を次の表のように定めるもので、内容は一般会計でご説明いたしましたので 省略させていただきます。

次に、補正の内容をご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的支出です。

2款1項1目1節給与103万1,000円の減額及び2節手当299万2,000円の減額、5節報酬90万2,000円の減額、6節法定福利費187万3,000円の減額は、制度改正によるもの、昇給に伴うもの、人事異動等による減額になります。

人件費の詳細は、3ページから8ページまでに掲載しております。

3 目経費 8 節燃料費163万4,000円の増額は、原油価格高騰による影響となります。

11節修繕費86万3,000円の増額は、今後の小破修理のほか、一般会計でご説明いたしました老健施設の玄関ドアのオートロック化をするための費用でございます。

4目減価償却費3節器械備品減価償却費7万6,000円の増額は、器械備品額の確定によるものです。

2項事業外費用1目1節企業債利息1,000円及び3節一時借入金利息3,000円の増額は、確定によるものです。 なお、本補正予算の概要は、定例会資料8ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。

○議長(後藤洋一君) これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和5年度涌谷町老人保健施設事業会計補正 予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第16、議案第86号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(遠藤釈雄君) 議案第86号の提案の理由を申し上げます。

本案は、収益的支出におきまして、今後の見込みにより給与費を増額いたすとともに、訪問に使用している公 用車に係る経費等を増額いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 副センター長。
- 〇町民医療福祉副センター長兼国民健康保険病院総務管理課参事兼課長(木村智香子君) 議案第86号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

予算書1ページをお開き願います。

第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次の表のように補正いたすものです。

次に、第3条として、予算第5条で定めた経費の金額を次の表のように補正いたすものです。

次に、第4条において、債務負担行為を次の表のように定めるもので、内容につきましては一般会計でご説明 いたしましたので、省略させていただきます。

次に、補正の内容をご説明いたしますので、10ページ、11ページをお開き願います。 収益的支出です。 2款1項1目1節給料165万6,000円の増額及び2節手当216万1,000円の増額、6目法定福利費56万円の増額は、制度改正によるもの、昇給に伴うもの、人事異動等による増額になります。

3 目経費57万4,000円の増額は、原油価格の高騰の影響によるもの、訪問車の修繕によるものなど、年度末までの経費を見込んでおります。

なお、本補正予算の概要は、定例会資料8ページ、9ページに掲載しております。

以上で説明を終わります。

**〇議長(後藤洋一君)** これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号 令和5年度涌谷町訪問看護ステーション事業 会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(後藤洋一君) 日程第17、議案第87号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(遠藤釈雄君) 議案第87号の提案の理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億1,737万5,000円を増額し、総額を82億4,400万円にいたそうとするものでございます。

主な内容でございますが、去る11月29日に国会において補正予算が成立し、物価高騰対策として、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり7万円の追加給付が決定しております。政府からの年内予算化の要請もあり、早期給付に向け、お諮りするものでございます。

歳入では、国庫支出金におきまして、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を増額いたし、繰入金におきましては、予備費の財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものでございます。

歳出では、民生費におきまして、長引く物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援する物価高騰対策給付金事業に係る経費を計上いたし、予備費におきましては、施設の緊急的な修繕等に対応するため、増額いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(後藤洋一君) 総務課長。
- **〇総務課参事兼課長(髙橋 貢君)** 私のほうから、議案第87号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第7号) の人件費について説明させていただきます。

補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

10ページ、一般職となりますが、こちらは総括となりますので、次のア、会計年度任用職員以外の職員、こちらについては変更ございません。

次のページ、イ、会計年度任用職員におきまして、比較の欄をご覧ください。

ホ職員数におきまして1名の増、報酬におきましては11万4,000円の増となっておりますが、ただいま町長の 提案理由にもありましたように、物価高騰対策給付金事業に伴う雇用に伴う増となるものでございます。

続いて、歳入となりますので、6ページのほうをお開きください。

**〇企画財政課参事兼課長(大崎俊一君)** それでは、歳入になります。

予算書6ページ、7ページになります。

16款 2 項 1 目 1 節 ②物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1 億1,237万5,000円の増は、歳出における民生費の物価高騰対策給付金給付経費の財源として国から交付されるものでございます。交付率は10分の10となります。なお、事業の詳細については歳出で説明いたします。

20款2項1目1節①財政調整基金繰入金500万円の増は、予備費の増額の財源として繰り入れるものでございます。補正予算成立後の財政調整基金の残高は15億175万4,000円、15億175万4,000円となります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。終わります。

○福祉課長(鈴木久美子君) 3款民生費1項1目細目11物価高騰対策給付金給付経費1億1,237万5,000円の増額につきましては、資料でご説明いたしたいので、本日お配りしております定例会12月会議室追加資料、議案第87号の資料をご覧ください。

物価高騰対策給付金給付事業でございます。

令和5年度において、既に非課税世帯1世帯当たり3万円の給付を実施しておりますが、先ほど町長が申し上げましたとおり、長引く物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きいとされる住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり7万円を追加給付するものでございます。

給付対象者ですが、基準日となる令和5年12月1日において、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯となります。

12月下旬に住民税非課税世帯に対し支給案内と確認書を送付し、1月中に1回目の振込を予定しております。 提出期限でございますが、令和6年3月末を予定しております。今後、町のホームページや広報等で周知に努めてまいります。

それでは、予算書8ページ、9ページへお戻りください。

細目11物価高騰対策給付金給付経費1節報酬から12節委託料までは、封筒、郵送料、給付金システム構築業務 委託料等の事務的経費を計上いたすものでございます。 また、19節扶助費といたしまして、1世帯当たり7万円の給付金を非課税世帯1,550世帯分、1億850万円を見込んでおります。

財源は、先ほど歳入でご説明いたしました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、全額国庫補助となる ものでございます。終わります。

- 〇議長(後藤洋一君) これより質疑に……。(「すみません」の声あり)すみませんでした。どうぞ。
- ○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) 続きまして、14款1項1目29節①予備費500万円の増につきましては、今年度、施設の修繕など突発的かつ緊急的に支出を要するものが多く、その上、先月23日に天平の湯で給水管の破断があり、営業休止を余儀なくされております。この営業休止期間を短くするために既に復旧工事を行わせていただいており、この復旧に要する経費につきましても、予備費で対応させていただくということになっております。

これに加え、3月末まで寒さによる水道管の凍破など急を要する施設の修繕や、除雪などの想定のできない事態に対し、予備費での対応となることから、不足が生じないように増額をお願いするものでございます。

以上、一般会計補正予算第7号の説明を終わります。

- ○議長(後藤洋一君) 大変失礼しました。これより質疑に入ります。一括質疑となります。質疑ございませんか。 [「なし」と言う人あり]
- ○議長(後藤洋一君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算(第7号)は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願・陳情

○議長(後藤洋一君) 日程第18、請願・陳情。

今期定例会において、本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおりでございます。

令和5年陳情第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、格差のない全国一律最低賃金制度の確立を求める政府に対する意見書採決の陳情と、令和5年陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採決を求める陳情は、配付といたしますのでご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時47分

[出席議員数休憩前に同じ]

〇議長(後藤洋一君) 再開いたします。

ここで、今期限りでご勇退されます議員の方に議会議員親睦会から記念品と涌谷町長から花束を贈呈いたします。

鈴木英雅議員、久 勉議員、お願いいたします。

〈記念品・花束贈呈〉

**〇議長(後藤洋一君)** それでは、勇退されます鈴木議員からご挨拶をいただきます。

鈴木議員、登壇願います。

[12番 鈴木英雅君登壇]

O12番(鈴木英雅君) ただいまは、心温まる贈物、花束頂きまして、本当に感謝申し上げます。

議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、そしてお疲れのところ、このような時間をいただきまして 本当に恐縮でございます。ありがとうございます。

私、5期20年、涌谷町の議会議員として務めさせていただきました。49歳から議員活動させていただきまして満20年、今思いますと、20年って本当に長いなっちゅう思いありましたけれども、この場に立たせていただきましてこの議場で改めて確認しますと、本当に走馬灯のような20年、本当に早かったな、そのような思いで今おります。この20年間の間に多くの諸先輩方、いろいろご指導をいただきながら、何とか自分なりに涌谷町の議会議員として務めさせていただいた、そのような今思いますと安堵感があります。

思い出をるる話しさせていただければありがたいんですけれども、限られた時間でございますので、思い出話はしません。

今後、もともと農家なもんですから、これからは地元に戻りまして、一町民として、土いじりをしながら、地域の仲間と改めて農家のすばらしさを実感する、そのような思いでおります。一町民として、これからも現場から涌谷の今後の姿を確認させていただきながら、微力ではございますけれども、今までと同じような涌谷を思う、そのような気持ちで生活をさせていただきたいと思います。

皆さんに、一つお願いがございます。今後、皆さんが望む涌谷の町をつくるためには、それぞれの健康が一番だと思います。体に十二分に健康に留意していただきまして、皆さんが描く涌谷のまちづくりを来年またこの議場で同じ顔ぶれで涌谷のまちづくりを発揮できるように、今、町民にお願いしていることを実現して、そしてまた、来年からこの議場でいろいろ議論していただければいいのかな、そのような思いでございますので、どうぞ体だけは十二分に気をつけていただきまして、これからも頑張っていただければと思います。

本当に20年間いろいろご指導いただきました。感謝申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(後藤洋一君) それでは、久議員、ご登壇願います。

[8番 久 勉君登壇]

**○8番(久 勉君)** 4期16年、16年と言いましても、厳密には15年と5か月でしたかね。大変お世話になりました。ありがとうございました。

言いたいことは、一般質問や、あるいは常任委員会等で全て言ってきましたので、今さら何も申し上げること はございません。

ただ感謝して、老兵は去りゆく。そういう心境であります。どうもありがとうございました。(拍手)

〇議長(後藤洋一君) 大変ご苦労さまでした。

それでは、鈴木議員、久議員は、席にお戻りいただきます。ありがとうございました。

## ◎休会について

○議長(後藤洋一君) 以上をもって、今期涌谷町議会定例会12月会議に付されました事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日12月7日から12月28日までの20日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(後藤洋一君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月7日から12月28日までの20日間を休会することに決しました。

ここで、12月会議は任期最後の定例会議でございますので、散会に当たりまして、先例により議長から、私からご挨拶を申し上げさせていただきます。しばしの間、よろしくお願いします。

今期限りでご勇退をされます鈴木英雅議員、議員におかれましては、先ほどお話ありましたように、5期20年という長きにわたり、また、久 勉議員におかれましては、4期15年余りという長い間、財政発展のために、長きにわたり議員活動をはじめ、その行動に対してご尽力されましたこと、心から敬意と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

私にとっても、議員の皆様におかれましても、この4年間、財政非常事態宣言やコロナウイルス感染拡大により、思うように議員活動、そして行動ができなかったことに対して、私としても大変悔しい思いでいっぱいです。しかし、コロナにつきましては、今年5月、5類に移行し、徐々に日常生活に取り戻しつつあります。また、11月1日には、財政非常事態宣言解除により、今後の涌谷町発展に大いに期待するところであります。

そしてまた、参与をはじめとする職員の皆様には、この財政非常事態宣言等、大変厳しい中で日常ご努力されたことに対して、本当に議員の皆さんを代表して私のほうからも感謝を申し上げる次第であります。

さて、議員の皆様におかれましては、町における様々なそういった課題、問題点が、問題が山積しております。 改選に当たっては、立候補を予定している皆様におかれましては十分に体調に留意をされ、今期に増して、次 の議会にもまちづくり発展等に絶大なるご尽力を賜りますよう、私から心からお祈りを申し上げ、簡単ですが 議長のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。 それでは、引き続き、遠藤町長からご挨拶をいただきます。

**〇町長(遠藤釈雄君)** それではご挨拶させていただきます。

ただいま、鈴木英雅議員と久 勉議員がご退任なされるということでございました。お二人とも非常に長い間 に様々な行政課題に取り組んでこられた方でありまして、それだけに大変残念でございます。

まず、鈴木英雅議員におかれましては、町の農業問題をはじめ、県立涌谷高等学校の育成について、箟岳地区の両小中学校の教育、生涯教育の公立施設維持管理について、また、この先の公共施設等の老朽化あるいは災害対応などをご心配いただきまして、財政の立て直し後の町政が再び滞ることのないように、財政基盤強化策として新たな基金の制度創設などをご提案いただきました。本当にその言葉は純粋でストレートな考えで、私も大変ありがたく、感銘を受けた次第でございます。また、私が議長のときには、副議長として本当に支えていただきました。様々な激動のときでございましたので、その分本当にありがたく、名残惜しい感じでございます。

久議員におかれましては、質疑・質問を通しまして、町政事務執行の在り方について、多くのことを教えていただきました。個別としては、箟岳山線の改良工事の重要性、日本遺産を生かしたまちづくりへのご提言、小中学校へのGIGAスクール構想の実現化、予算・決算についての総括、私の所信表明に対する達成度について、また、その質疑・質問は常に町の総合計画を基本としてなされておりましたことが大変勉強にさせていただきました。特に今でも非常に残念な思い出として残っているのは、私が議員時代におきまして、下水道事業の視察として福島県の三春町にご一緒したときがございました。そこでの下水道の取組として、合併浄化槽を活用した個別処理の方式を集合処理方式と併せて活用されておりましたが、この視察がもう5年も早く、個別処理の方法ということが私どもの認識があれば、町の財政負担というのも大分軽くなって、将来的に非常に給食費の問題もありますけれども、そういったような裏づけ財源になってくれたのではないのかなと思っております。そのことを気づかせていただきましたのが、久議員でございました。本当にありがとうございました。様々なことを気づかせていただきましたことに、改めまして感謝申し上げます。

私も、久議員あるいは鈴木議員と同世代でございますので、やはり「散る桜 残る桜も散る桜」という良寛さんの辞世の句がございますけれども、私も枝に必死になって止まっている間は、私なりに懸命の町政発展のために努力を惜しまないで頑張りますので、そのことをお伝え申し上げながら、おお二人へのはなむけの言葉と惜別の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(後藤洋一君) ありがとうございました。

## ◎散会の宣告

○議長(後藤洋一君) 本日はこれをもって散会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでした。

午後4時04分